

「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」(案)への意見一覧

番号	条文	質問の概要	回答
1	全般	金融分野の個人情報保護に関するガイドラインの策定にあたり、日本政府が各分野ごとにガイドラインの策定を進める方針であるため、分野ごとのガイドラインの内容について省庁間で調整を進めるべきである。	個人情報の保護に関する法律の全面施行に向けて、「個人情報の保護に関する基本方針」に基づき、各省庁は、同法の解釈当局等と連携しつつ、各事業等の分野の実情に応じたガイドラインの策定等を行っております。
2	全般	個人情報の保護に関する各省庁のガイドラインの内容について、省庁間で調整を図るべきであり、調整結果の公表等を行うとともに、「ノー・アクション・レター」手続きを積極的に用いるよう他の省庁と協働すべき。	個人情報の保護に関する法律の全面施行に向けて、「個人情報の保護に関する基本方針」に基づき、各省庁は、同法の解釈当局等と連携しつつ、各事業等の分野の実情に応じたガイドラインの策定等を行っております。
3	全般	「金融分野の個人情報保護に関するガイドライン」に基づく事業者の義務は、事業者が国内で取得した個人情報についてのみ適用されることとし、海外で取得して国内に移送された個人情報には適用すべきでない。	個人情報の保護に関する法律において、事業者が国内において事業の用に供している個人情報については、海外から移送されたものであっても法律上の義務が適用されると解されており、本ガイドラインは、同法に基づくものであることから、当該解釈に基づき適用が行われることとなります。
4	全般	本ガイドラインは、日本で収集されたものではなく、加工及び使用のために日本に移転された個人情報に適用されるのか、それとも日本で収集及び使用される情報にのみ適用されることになるのか。また、本ガイドラインが、事業者の所在地が日本国外にあり、データの加工が日本で単にサービスの提供として行われている場合に適用されるのか	個人情報の保護に関する法律において、事業者が国内において事業の用に供している個人情報については、海外から移送されたものであっても法律上の義務が適用されると解されています。また、国外の事業者の事業の用に供するための個人データの国内での取扱いについては、同法の義務は適用されないと解されています。本ガイドラインは、同法に基づくものであることから、当該解釈に基づき適用されます。
5	全般	ガイドラインの解釈に係る例示を増やすか、または、事業者等が当該解釈につき判断に迷った時は、簡便な方法で金融庁に照会すれば(例えば、金融庁にガイドライン照会窓口を設置する等)、見解を示してもらえようような体制としていただきたい。	本ガイドラインの内容については引き続き周知徹底に努め、解釈についての問い合わせには適切に対応してまいります。

番号	条文	質問の概要	回答
6	全般	<p>保険会社の販売代理店等の団体により取得された情報がかかる保険会社等と共有されていない場合は、本ガイドラインの適用範囲に該当しない。</p>	<p>個人情報取扱事業者が、金融庁が所管する分野及び個人情報の保護に関する法律第36条第1項により指定を受けた分野の事業において取得された個人情報については、本ガイドラインが適用されるものと解されます。</p>
7	全般	<p>金融サービス会社がすでに収集した個人情報への適用に関し、本ガイドラインが遡及的な効果を有しないとすべき</p>	<p>本ガイドラインは、個人情報の保護に関する法律に基づき適用されるものであり、同法は施行日以降取り扱われる個人情報に適用されます。また、同法の施行前に行われた本人の個人情報の取扱いに関する同意又は通知に関しては、同法附則第2条から第5条によることとなるものです。</p>
8	全般	<p>本ガイドラインでは、外国の法律又は条例が、基本法に定める「法令に基づいた」例外(第16条第3項第1号)、第18条第4項第3号、第23条第1項第1号及び第25条第1項第3号等)となることを明確にすべき。</p>	<p>個人情報の保護に関する法律第16条第3項第1号、第18条第4項第3号、第23条第1項第1号及び第25条第1項第3号等に定める「法令に基づく場合」については、外国の法令は含まれないと解釈されております。本ガイドラインは、同法に基づくものであることから、当該解釈に基づき適用されます。</p>
9	全般	<p>金融庁は、その管轄に属するすべての会社に対する義務とされるべき規定のみを本ガイドラインに記載すべき。任意規定を記載する場合は、任意規定が示すのは事業者が基本法を遵守する方法の例、又は最善の実行例であって、基本法を遵守するための唯一の方法を示すのではないと明示すべき。</p>	<p>法制上の措置の必要性について、パブリックコメントで寄せられた御指摘を踏まえ、金融審議会特別部会において審議を続けてきた結果、平成16年12月20日の同部会において「個人情報の保護に関する法律の全面施行に向けて」としてとりまとめがなされ、同部会のとりまとめに基づき、当庁として、来年4月の個人情報保護法の全面施行に向け、個人顧客情報の安全管理措置、並びに個人信用情報機関から提供を受けた信用情報及びセンシティブ情報の目的外利用の禁止について、今後、各業法の施行規則において所要の規定を整備してまいります。</p>
10	全般	<p>各省庁により公布される予定のガイドラインは、個人情報の保護に加えて情報の適切かつ効率的な利用の価値に及ぶ基本法の適切なバランスに従うべきものである。</p>	<p>本ガイドラインは、個人情報の有用性に配慮しつつ個人の権利利益を保護することを目的としている個人情報の保護に関する法律に基づき策定されておりますが、金融分野は、閣議決定された「個人情報の保護に関する基本方針」に基づき、個人情報の性質や利用方法などから特に適正な取扱いの厳格な実施を必要とする分野としての格別の措置を含むものとなっております。</p>

番号	条文	質問の概要	回答
11	全般	法人業務においては、その個人情報の質量において、他業務の場合よりも単純かつ少量で可能であります。「ガイドライン」策定にあたりましては法人業務とリテール業務などこのような状況を加味し実務上の指針を作成されたい。	個人情報の保護に関する法律において、個人情報を取得した業務の内容によって異なる取扱いを認められていないため、本ガイドラインも同法に基づき策定しております。
12	全般	個人信用情報分野においては、すでに貸金事業者と銀行の貸金業分野でホワイト情報(残高等情報)と与信情報の交流が行われているが、はたして多重債務防止に役立っているのかは精査されておらず、無限定のままであり、これについての考え方をガイドランで明示すべきである。	ホワイト情報(残高等情報)と与信情報の交流のあり方は、御指摘されている多重債務防止の観点から、まずもって検討が行われるべきものと考えられます。
13	全般	現在、銀行の保険窓販における弊害防止措置の一環である非公開情報保護措置(業法施行規則211条1項2号、同211条の2、1項2号)の内容は、個人情報の保護に関する法律の規定とは重複する部分があると解されるが、両者の関連を明確にされたい。	本ガイドラインは個人情報の保護に関する法律に基づく解釈指針等を定めており、御指摘の業法による弊害防止措置とは目的の異なる措置であると考えております。
14	その他	金融・信用情報分野と他の分野(運送業)などとの整合性の検討も内閣府国民生活審議会等で必要である。その際、規定が低きに流れることのないように検討を尽くしていただきたい。	個人情報保護に向けた各分野に共通する事項及び他分野の取組みに関連し、金融分野の個人情報保護の実効性を確保するため、法解釈当局及び関係省庁と連携しつつ、措置すべき事項がないかを引き続き検討して参ります。
15	その他	①自社および業界において個人情報保護のための自主的な取り組みが行われていること、②情報の利用にはその有用性も認められること、また、③金融分野における個人情報の保護の実効性を確保する手段としては、業法に基づく貴庁の検査・監督上の対応などで一定充分と思料されることから、金融分野における特段の個別法の制定までは必要ないものと考えます。(同意見他18件)	法制上の措置の必要性について、パブリックコメントで寄せられた御指摘を踏まえ、金融審議会特別部会において審議を続けてきた結果、平成16年12月20日の同部会において「個人情報の保護に関する法律の全面施行に向けて」としてとりまとめがなされ、同部会のとりまとめに基づき、当庁として、来年4月の個人情報保護法の全面施行に向け、個人顧客情報の安全管理措置、並びに個人信用情報機関から提供を受けた信用情報及びセンシティブ情報の目的外利用の禁止について、今後、各業法の施行規則において所要の規定を整備してまいります。

番号	条文	質問の概要	回答
16	その他	<p>本ガイドラインは、金融分野における個人情報の取扱いについて、特に厳格な実施が求められる事項を定めており、今後制定が予定されている安全管理措置指針と合わせ考えれば、本ガイドラインを遵守することにより、個人情報の適正な取扱いが確保されるものと考えられる。個別法の制定により更なる制限措置を講じることは、むしろ、事業者にとって個人情報の有効な利用を必要以上に制限する恐れがあるため、必要ないと考える。 (同意見他18件)</p>	<p>法制上の措置の必要性について、パブリックコメントで寄せられた御指摘を踏まえ、金融審議会特別部会において審議を続けてきた結果、平成16年12月20日の同部会において「個人情報の保護に関する法律の全面施行に向けて」としてとりまとめがなされ、同部会のとりまとめに基づき、当庁として、来年4月の個人情報保護法の全面施行に向け、個人顧客情報の安全管理措置、並びに個人信用情報機関から提供を受けた信用情報及びセンシティブ情報の目的外利用の禁止について、今後、各業法の施行規則において所要の規定を整備してまいります。</p>
17	その他	<p>現在の個人情報の保護に関する法律およびガイドラインの内容は、保護と適正な利用のバランスが両立され、消費者の利益にも配慮された内容となっている。これ以上の規制は、ややもすれば金融分野における商品・サービスの展開を阻害することにもなりかねず、個別法の制定により更なる措置を講じることは必要ないと考える。 (同意見他5件)</p>	<p>法制上の措置の必要性について、パブリックコメントで寄せられた御指摘を踏まえ、金融審議会特別部会において審議を続けてきた結果、平成16年12月20日の同部会において「個人情報の保護に関する法律の全面施行に向けて」としてとりまとめがなされ、同部会のとりまとめに基づき、当庁として、来年4月の個人情報保護法の全面施行に向け、個人顧客情報の安全管理措置、並びに個人信用情報機関から提供を受けた信用情報及びセンシティブ情報の目的外利用の禁止について、今後、各業法の施行規則において所要の規定を整備してまいります。</p>
18	その他	<p>共済等も含めた業態横断判断な規制・監督のあり方についての論議が不十分なまま、一部の事業者にしか効力を有しない個別法を制定するのは、過剰だと考えるため</p>	<p>法制上の措置の必要性について、パブリックコメントで寄せられた御指摘を踏まえ、金融審議会特別部会において審議を続けてきた結果、平成16年12月20日の同部会において「個人情報の保護に関する法律の全面施行に向けて」としてとりまとめがなされ、同部会のとりまとめに基づき、当庁として、来年4月の個人情報保護法の全面施行に向け、個人顧客情報の安全管理措置、並びに個人信用情報機関から提供を受けた信用情報及びセンシティブ情報の目的外利用の禁止について、今後、各業法の施行規則において所要の規定を整備してまいります。</p>

番号	条文	質問の概要	回答
19	その他	金融分野の個人情報の特性及び利用方法に対応した措置が求められているところであるが、個人情報の保護に関する法律及びガイドラインにとどまらず、金融分野における信用情報のみを対象とする個別法を制定し、業務に対する規制を強化することについては、是非とも慎重にされたい。	法制上の措置の必要性について、パブリックコメントで寄せられた御指摘を踏まえ、金融審議会特別部会において審議を続けてきた結果、平成16年12月20日の同部会において「個人情報の保護に関する法律の全面施行に向けて」としてとりまとめがなされ、同部会のとりまとめに基づき、当庁として、来年4月の個人情報保護法の全面施行に向け、個人顧客情報の安全管理措置、並びに個人信用情報機関から提供を受けた信用情報及びセンシティブ情報の目的外利用の禁止について、今後、各業法の施行規則において所要の規定を整備してまいります。
20	その他	努力義務としているものをすべて義務化すること。「本人同意の取得」項目は代替方法の明示を義務化すること。	法制上の措置の必要性について、パブリックコメントで寄せられた御指摘を踏まえ、金融審議会特別部会において審議を続けてきた結果、平成16年12月20日の同部会において「個人情報の保護に関する法律の全面施行に向けて」としてとりまとめがなされ、同部会のとりまとめに基づき、当庁として、来年4月の個人情報保護法の全面施行に向け、個人顧客情報の安全管理措置、並びに個人信用情報機関から提供を受けた信用情報及びセンシティブ情報の目的外利用の禁止について、今後、各業法の施行規則において所要の規定を整備してまいります。
21	その他	個人情報保護は、業態横断的な金融サービス法の考え方のなかでの位置づけも考え、金融分野全般を意識した法体系を念頭におくべきである。ガイドラインでは守秘義務は課することはできない。個人情報の保護に関する法律による罰則規定では行政命令に違反した場合の構成になっており、直罰規定にはなっていない。個人信用分野の個人情報保護については、すでに多重債務防止の観点から割賦販売法第38条、貸金業規制法第30条に規定があり、「第三者提供・同意」という枠組とは違う観点からの規制がされてきたところである。こうしたことを考慮すると、事業者にはより高度の注意義務を課し、罰則規定をもつ特別法の立法を図るべきである。	法制上の措置の必要性について、パブリックコメントで寄せられた御指摘を踏まえ、金融審議会特別部会において審議を続けてきた結果、平成16年12月20日の同部会において「個人情報の保護に関する法律の全面施行に向けて」としてとりまとめがなされ、同部会のとりまとめに基づき、当庁として、来年4月の個人情報保護法の全面施行に向け、個人顧客情報の安全管理措置、並びに個人信用情報機関から提供を受けた信用情報及びセンシティブ情報の目的外利用の禁止について、今後、各業法の施行規則において所要の規定を整備してまいります。

番号	条文	質問の概要	回答
22	その他	ガイドラインの努力措置は推奨規定であるため、努力措置に基づき監査/検査を行うことは、監督・検査に際して過度の裁量権を与えることとなる。検査官が検査し評価しなければならない点を明確にするべき。	御指摘を踏まえ、「個人情報の保護に関する法律」の全面施行に当たり、業法に基づく顧客情報の適正な管理に関しては、検査及び監督のあり方を含め、今後検討を進め、検討結果を明らかにしてまいります。
23	その他	「認定個人情報保護団体に関する措置」、「業法に基づく検査・監督等の対応等」、「その他」のドラフトは？	今後、検討結果をお示しし、「個人情報の保護に関する基本方針」に基づき個人情報の保護に関する法律の全面施行に向けて整備を進めてまいります。なお、法制上の措置の必要性について、パブリックコメントで寄せられた御指摘を踏まえ、金融審議会特別部会において審議を続けてきた結果、平成16年12月20日の同部会において「個人情報の保護に関する法律の全面施行に向けて」としてとりまとめがなされ、同部会のとりまとめに基づき、当庁として、来年4月の個人情報保護法の全面施行に向け、個人顧客情報の安全管理措置、並びに個人信用情報機関から提供を受けた信用情報及びセンシティブ情報の目的外利用の禁止について、今後、各業法の施行規則において所要の規定を整備してまいります。
24	その他	別途、不正な手段で個人情報を取得した者、あるいは利用した者を罰する法律も必要である。	金融分野に限らない個人情報保護全般に関する御提言として受け止めさせていただきます。なお平成16年12月20日に開催された金融審議会特別部会のとりまとめ「個人情報の保護に関する法律の全面施行に向けて」において、「悪意をもって情報を窃取する者に対して、金融分野のみならず業横断的に刑罰を科す仕組みについて検討すべきではないかとの意見については、今後、個人情報保護に関する統一的なあり方に関して幅広く議論されることが望まれる」と記載されております。

番号	条文	質問の概要	回答
25	第1条	株主に関する情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律36条1項2号の記述から、金融事業ではないことから、本ガイドラインの適用範囲外という理解でよいか。 (同意見他1件)	個人情報取扱事業者の自社の株主に関する個人情報の取扱いについては、商法等に基づくものであり本ガイドラインの対象ではありません。
26	第1条	金融機関自身の雇用管理情報、株主情報については、金融庁ガイドラインの対象外であることを確認したい。	個人情報の保護に関する法律第36条第1項第1号に基づき、雇用管理における個人情報の取扱いについては、「雇用管理に関する個人情報の適正な取扱いを確保するための事業者が講ずべき措置に関する指針(平成16年厚生労働省告示第259号)」によることとなります。 事業者の自社の株主に関する個人情報の取扱いについては商法等に基づくものであり、本ガイドラインの適用対象ではありません。
27	第1条	雇用管理に関する個人情報については、本ガイドラインの対象外となることを確認したい。	個人情報の保護に関する法律第36条第1項第1号に基づき、雇用管理における個人情報の取扱いについては、「雇用管理に関する個人情報の適正な取扱いを確保するための事業者が講ずべき措置に関する指針(平成16年厚生労働省告示第259号)」によることとなります。
28	第1条	金融分野における個人情報に関するガイドラインに、厚生労働省の告示「雇用管理に関する個人情報の適正な取扱を確保するために事業者が講ずべき指針」を取り込む必要がある。	個人情報の保護に関する法律第36条第1項第1号に基づき、雇用管理における個人情報の取扱いについては、「雇用管理に関する個人情報の適正な取扱いを確保するための事業者が講ずべき措置に関する指針(平成16年厚生労働省告示第259号)」によることとなります。
29	第1条	個人情報の保護に関する法律における対象事業者の要件としては、保護法施行令上、個人情報データベースを一定数(5,000件)保有している場合と規定されているが、金融庁としての考え方如何。	本ガイドライン第2条において、個人情報の保護に関する法律施行令第2条に定める「個人情報の数」に関する規定を定めるとともに、本ガイドライン第1条第3項において、「個人情報取扱事業者」から除かれる者についても、本ガイドラインの遵守に努めるべきことを定めております。

番号	条文	質問の概要	回答
30	第1条	<p>貸金事業者のなかには、顧客が5000人に満たない事業者もかなり存在する。貸金業として登録している事業者は全国で2万7千余り、そのなかで個人信用情報機関を利用している事業者は4000余りにすぎない。「第1条 目的」の第3項で、その場合は「本ガイドラインの遵守に努めるものとする」とされているが、個人信用情報分野は人数枠を設けず規制をかけるべきである。</p> <p>個人情報の保護に関する法律に基づく勧告、命令等の権限が及ばないことも問題である。</p>	<p>個人情報の保護に関する法律第2条第3項第5号及び同法施行令第2条に基づき、その事業の用に供する個人情報データベース等を構成する個人情報によって識別される特定の個人の数の合計が過去六月以内のいずれの日においても五千を超えない者は、同法の適用対象外となるため、それらの者に対してはガイドラインの遵守を努力措置として定めるものとなり、この趣旨を都道府県に対しても周知することといたします。</p> <p>なお、法制上の措置の必要性について、パブリックコメントで寄せられた御指摘を踏まえ、金融審議会特別部会において審議を続けてきた結果、平成16年12月20日の同部会において「個人情報の保護に関する法律の全面施行に向けて」としてとりまとめがなされ、同部会のとりまとめに基づき、当庁として、来年4月の個人情報保護法の全面施行に向け、個人顧客情報の安全管理措置、並びに個人信用情報機関から提供を受けた信用情報及びセンシティブ情報の目的外利用の禁止について、今後、各業法の施行規則において所要の規定を整備してまいります。</p>
31	第1条	<p>ホール・セール型外銀において、個人データの件数の合計が過去六月以内のいずれの日においても5,001を超えない(すなわち「個人情報取扱事業者」に該当しない)場合においても、本ガイドラインを厳密に遵守していない場合には、監督官庁として銀行法に基づき同外銀在日支店に対して行政処分を行う事があるのでしょうか。</p>	<p>個人情報の保護に関する法律施行令第2条に基づき、個人情報取扱事業者に当たらない者が本ガイドラインに違反した場合には、同法による制裁の対象とはなりません。なお、法制上の措置の必要性について、パブリックコメントで寄せられた御指摘を踏まえ、金融審議会特別部会において審議を続けてきた結果、平成16年12月20日の同部会において「個人情報の保護に関する法律の全面施行に向けて」としてとりまとめがなされ、同部会のとりまとめに基づき、当庁として、来年4月の個人情報保護法の全面施行に向け、個人顧客情報の安全管理措置、並びに個人信用情報機関から提供を受けた信用情報及びセンシティブ情報の目的外利用の禁止について、今後、各業法の施行規則において所要の規定を整備してまいります。</p>

番号	条文	質問の概要	回答
32	第1条	<p>ガイドライン第1条第3項において金融分野においては法令上「個人情報取扱事業者」から除かれるものにおいても、本ガイドラインの遵守に努めるものとされている。この規定は単なる訓示規定であるのか、あるいは、本ガイドラインを遵守していない金融機関は、法に違反はしていないものの、金融監督又は検査において金融機関の業務運営の方法が不適切であるとされることがあるのか。</p>	<p>個人情報の保護に関する法律施行令第2条に基づき、個人情報取扱事業者に当たらない者が本ガイドラインに違反した場合には、同法による制裁の対象とはなりません。なお、同法の全面施行に当たり、業法に基づく顧客情報の適正な管理に関しては、検査及び監督のあり方を含め、今後、検討を進め、検討結果を明らかにしてまいります。法制上の措置の必要性については、パブリックコメントで寄せられた御指摘を踏まえ、金融審議会特別部会において審議を続けてきた結果、平成16年12月20日の同部会において「個人情報の保護に関する法律の全面施行に向けて」としてとりまとめがなされ、同部会のとりまとめに基づき、当庁として、来年4月の個人情報保護法の全面施行に向け、個人顧客情報の安全管理措置、並びに個人信用情報機関から提供を受けた信用情報及びセンシティブ情報の目的外利用の禁止について、今後、各業法の施行規則において所要の規定を整備してまいります。</p>
33	第1条	<p>第1条において、法第2条第3項5号の規定により「個人情報取扱事業者」から除かれる者においても本ガイドラインの遵守に努めるものとする。とありますが、小規模な悪質事業者を視野に入れての対応であり賛成です。</p>	<p>原案を維持することといたしました。</p>
34	第1条	<p>個人信用情報機関に加盟する事業者は、すべて個人情報取扱事業者として第4章個人情報取扱事業者の義務等の適用対象となることを明示していただきたい。</p>	<p>当該個人信用情報機関が保有する個人情報の数が5千件を超える場合には、それに加盟し事業の用に供している事業者は、自ら保有する個人情報の数が5千件未満であっても、個人情報取扱事業者に当たると考えられます。</p>
35	第1条	<p>各業界の自主ガイドラインについて、その策定の重要性のみならず、これを遵守することの重要性を強調する文言を追加されたい。</p>	<p>御指摘を踏まえ、修正いたしました。</p>

番号	条文	質問の概要	回答
36	第1条	文中に法第2条第3項第5号との記載がありますが、法第2条第3項に第5号はありません。第4号の誤植だと思われます。	個人情報の保護に関する法律の改正(平成15年法律第59号)に基づき、原案が正しい記載であります。
37	第1条	第3項の(注)において、「本ガイドラインにおいて、金融分野の個人情報取扱事業者等が特に厳格な措置が求められる事項(努力措置)を「こととする」「適切である」「望ましい」の表現により規定している。」と3種類の文言が使用されているが、規制内容の強弱に差異がないことを確認したい。	本ガイドラインにおける努力措置については、規定振りによって、その効果に関する相違はありません。
38	第1条	努力措置に関する規定については、遵守していなかった場合であっても、個人情報の保護に関する法律違反としないことを確認したい。	努力措置を遵守していないというのみでは、個人情報の保護に関する法律の違反とはならないものと解されます。
39	第1条	「努力措置」を実施していない場合、保護法違反あるいは行政処分等の罰則は課されないことを明示していただきたい。	努力措置を遵守していないというのみでは、個人情報の保護に関する法律の違反とはならないものと解されます。
40	第1条	弊社は個人を対象としない証券会社で、保護すべき個人情報は、従業員、顧客の担当者など非常に限られている。本ガイドラインでは、第1条第3項において「個人情報取扱事業者」から除かれる者においても遵守を求めているが、「個人情報取扱事業者」から除かれる者の場合、遵守すべき範囲は基本方針とされている第10条から第12条までの内容であるとの解釈で良いか。また、弊社のように個人口座がなく、かつ外部委託先のデータにも個人情報はなく、かつ外部委託先のデータにも個人情報はなく、かつ外部委託先の場合、第12条の遵守は除かれるとの解釈で良いか。	個人情報の保護に関する法律施行令第2条に基づき「個人情報取扱事業者」に該当しない場合においても、金融分野の個人情報取扱事業者に対しては、努力措置として、本ガイドライン全体について遵守が求められます。なお、個人情報の保護に関する法律は、顧客が個人であるか法人であるかによる適用の区別を設けておらず、法人取引先の担当者などの個人情報も対象と解されております。

番号	条文	質問の概要	回答
41	第1条	<p>努力義務措置に関し、「こととする」「適切である」「望ましい」という3つの表現を用いておられますが、「こととする」と記載された事項、「適切である」と記載された事項、「望ましい」と記載された事項を遵守しなかった場合に、個人情報の保護に関する法律上どのような措置がとられるのか、証券取引法、銀行法および保険業法等の各種業法に基づく貴庁による立入検査や行政処分にどのような影響を与えるのかをガイドライン中で明らかにしてください。</p>	<p>努力措置について、文末表現により求められる措置に差はなく、努力義務措置を遵守していないのみでは、個人情報の保護に関する法律の違反とはならないものと解されます。なお、同法の全面施行に当たり、業法に基づく顧客情報の適正な管理に関しては、検査及び監督のあり方を含め、今後、検討を進め、検討結果を明らかにしてまいります。法制上の措置の必要性については、パブリックコメントで寄せられた御指摘を踏まえ、金融審議会特別部会において審議を続けてきた結果、平成16年12月20日の同部会において「個人情報の保護に関する法律の全面施行に向けて」としてとりまとめがなされ、同部会のとりまとめに基づき、当庁として、来年4月の個人情報保護法の全面施行に向け、個人顧客情報の安全管理措置、並びに個人信用情報機関から提供を受けた信用情報及びセンシティブ情報の目的外利用の禁止について、今後、各業法の施行規則において所要の規定を整備してまいります。</p>

番号	条文	質問の概要	回答
42	第2条	個人情報の定義ではなく、①保護すべき個人情報、②同意を取得すべき個人を特定していただきたい。例えば、①他社の研修会に出席した場合のセミナー出席名簿は保護すべき情報となるのか。②こちらが主催する研修会資料の講師紹介欄は、保護の対象となるのか。保護の対象の場合、講師から同意を取得するのか。等	本ガイドラインは個人情報の保護に関する法律に基づくものであるため、「個人情報」の定義についても、同法に基づく規定を定めております。
43	第2条	「個人情報」の定義において、公的に入手可能な情報及び無名データを除外すべきである。	個人情報の保護に関する法律(第2条)において、公的に入手可能な情報も同法の定義における「個人情報」に該当するものと解されるとともに、氏名が明示されていない個人情報については、氏名以外の記述等により特定の個人が識別できるものは「個人情報」に該当するものと解されております。本ガイドラインは、同法に基づくものであることから、当該解釈に基づき適用が行われることとなります。
44	第2条	我々は、金融庁に対して、公に入手できる情報を本ガイドラインの第2条に定義されている「個人情報」から除外することを求めます。	個人情報の保護に関する法律(第2条)において、公的に入手可能な情報も同法の定義における「個人情報」に該当するものと解されております。本ガイドラインは、同法に基づくものであることから、当該解釈に基づき適用が行われることとなります。
45	第2条	官報又は民間の新聞等により一定の役職にある個人の氏名、勤務先、役職名は公表される。このような情報が「個人情報」に含まれるとすることには違和感がある。	個人情報の保護に関する法律(第2条)において、公的に入手可能な情報も同法の定義における「個人情報」に該当するものと解されております。本ガイドラインは、同法に基づくものであることから、当該解釈に基づき適用が行われることとなります。

番号	条文	質問の概要	回答
46	第2条	<p>ビジネス連絡先については、「個人データ」の定義において適用を除外するか、他の個人情報とは事業者の取扱い義務を異なるものとすべきである。</p>	<p>個人情報の保護に関する法律において、電子メールのアドレスについては、当該アドレスのみでは特定の個人を識別できない場合には「個人情報」の定義に該当しないと解されるとともに、連絡先のデータファイルについては氏名の50音順など一定の方式による整理・分類により容易に検索可能な状態とはなっていないもの及び従業員がもつぱら個人的に作成・利用し、「事業の用に供している」とはいえないものについては、「個人データ」に該当しないものと解されております。本ガイドラインは、同法に基づくものであることから、当該解釈に基づき適用が行われることとなります。</p>
47	第2条	<p>我々は、金融庁に対して、名刺に記載されている情報等の「事業の運営を含み、企業、専門的能力若しくは公的立場にある個人を特定する情報、又は個人の職業的若しくは公的な責任及び活動及び関連の取引を説明し、意図的なビジネスの目的のために使用される情報」を本ガイドラインの第2条に定義されている「個人情報」から除外することを求めます。</p>	<p>個人情報の保護に関する法律において、連絡先のデータファイルについては氏名の50音順など一定の方式による整理・分類により容易に検索可能な状態とはなっていないもの及び従業員がもつぱら個人的に作成・利用し、「事業の用に供している」とはいえないものについては、「個人データ」に該当しないものと解されております。本ガイドラインは、同法に基づくものであることから、当該解釈に基づき適用が行われることとなります。</p>
48	第2条	<p>従業員が個人的に管理するデータは、時として企業の事業の用に供していることがあっても、「個人情報データベース」には該当しないものとすべきである。</p>	<p>個人情報の保護に関する法律第2条においては、当該個人情報事業の用に供されている以上は、事業者の保有する個人情報として扱うものと解しており、本ガイドラインは同法に基づくものであることから、当該解釈に基づき適用されます。</p>

番号	条文	質問の概要	回答
49	<p><b>第2条 (第15条)</b></p>	<p>「個人情報」の定義として「当該情報に含まれる氏名、生年月日、その他の記述等により特定の個人を識別できるもの」とあるが、この定義によれば事実上個人の氏名を含む情報はすべて「個人情報」に該当してしまうが、そのような理解でよいか？(上記の理解で正しいとして)顧客から取得した氏名・住所等の情報に、それ自体個人識別性を有しない銀行の内部使用のための様々な顧客属性を示すコードや当該顧客との取引記録を付加してデータベースを構築している場合、それらのコードや取引記録も個人情報(保有個人データ)に該当し、すべて開示請求の対象になると理解してよいか？</p>	<p>本ガイドラインは個人情報の保護に関する法律に基づくものであるため、「個人情報」の定義についても、同法に基づく規定を定めております。 なお、開示については、同法第25条及び本ガイドライン第15条によります。</p>
50	<p><b>第2条</b></p>	<p>第1項に「個人情報」の定義が記されておりますが、具体例がない為判断に困るものがあると考えられます。 特に防犯カメラ映像は「個人情報」に該当するものか否かを示して頂きたい。</p>	<p>本ガイドラインにおける「個人情報」の定義は、個人情報の保護に関する法律に基づくものであり、防犯カメラ映像については、「氏名その他の情報により特定の個人を識別することができる」情報であれば、「個人情報」に当たると解されます。</p>
51	<p><b>第2条</b></p>	<p>「個人情報」の定義について記されていますが、法の条文をそのまま引用しているに止まり、不明瞭な箇所が補足されていないと考えます。映像の取扱い、音声の取扱い、その他指紋などの生体に係わる情報についての認識を明確にするべきと思います。</p>	<p>本ガイドラインにおける「個人情報」の用語の定義は、個人情報の保護に関する法律に基づくものであり、御指摘の事例については、同法第2条第1項に従い「生存する個人に関する情報であって、他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができる」こととなるものであれば、「個人情報」に当たると解されます。</p>

番号	条文	質問の概要	回答
52	第2条	<p>個人情報取扱事業者に該当するかどうかの判定のために個人情報によって識別される特定の個人の数の算定に当たって、次のものは除外してよいか。</p> <p>①職業別電話帳(※カーナビにも職業情報が登録されているものがある)</p> <p>②有価証券報告書、会社四季報(※代表者・役員の名が記載されているが、証券取引法上の公表情報である。インターネットで検索可能。)</p> <p>③インターネットで公表されている個人情報が記載された名簿</p> <p>④情報照会依頼や各種請求等があった場合に資格を確認するために使用している弁護士名鑑等の市販の刊行物(※市販図書であり、本人が公表を意図したものである)</p> <p>⑤部署名、担当者名、内線番号、イントラネットアドレスが記載されたグループ会社や親密取引先の社内電話帳</p> <p>⑥日経QUICK等の情報端末を通じて検索可能な公表個人情報</p>	<p>個人情報の保護に関する法律において、「他人の作成したカーナビや電話帳を取得して、編集し、又は加工することなくその事業のその事業の用に供するときは、これを構成する個人情報によって識別される特定の個人の数はその数に参入しない。」ものと解されており、本ガイドラインは同法に基づくものであることから、当該解釈により適用されます。</p>
53	第2条	<p>個人情報データベース等には、市販の人名録・会社情報書籍等は該当しないことを確認したい。仮に該当するとしても、会社情報書籍の紛失が当局への報告を要するなど必要以上の過剰規制とならないよう配慮頂きたい。</p>	<p>個人情報の保護に関する法律において、「他人の作成したカーナビや電話帳を取得して、編集し、又は加工することなくその事業のその事業の用に供するときは、これを構成する個人情報によって識別される特定の個人の数はその数に参入しない。」ものと解されており、本ガイドラインは同法に基づくものであるため、当該解釈に基づき適用されます。</p>
54	第2条	<p>個人情報とは個人を特定するための情報であるが、統計処理を目的に一時加工(氏名、生年月日、電話番号、住所等を目隠し「顧客番号と残高・平残・契約状況・受払取引等」の形に編集)した情報も個人情報となるのか。(別途顧客コード一覧があれば個人を特定できるが、なければ特定困難)</p>	<p>個人情報の保護に関する法律第2条における「他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができる」の解釈として、事業者において通常の業務における一般的な方法で、個人を識別する他の情報との照合が可能な状態であれば、匿名化したものであっても、当該情報は「個人情報」に該当するものと解されています。本ガイドラインは、同法に基づくものであるため、当該解釈に基づき適用されます</p>

番号	条文	質問の概要	回答
55	第2条	<p>経済産業省や厚生労働省は匿名化の措置をとれば個人情報に該当しないという考え方をとっておられるようですが、金融分野ではどの程度の匿名化をすれば個人情報に該当しないこととなるのか基準を明確にしてください。</p>	<p>個人情報の保護に関する法律第2条における「他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができる」の解釈として、事業者において通常の業務における一般的な方法で、個人を識別する他の情報との照合が可能な状態であれば、匿名化したものであっても、当該情報は「個人情報」に該当するものと解されています。本ガイドラインは、同法に基づくものであるため、当該解釈に基づき適用されます。</p>
56	第2条	<p>「専ら統計的処理の用に供するため、個人を識別することのできるキー項目などを別のコードに変換し、匿名化したデータで、特定の部署のごく限られた権限者によってのみ顕名化できるもの」は、個人情報にあたらないと考えてよいか。</p>	<p>個人情報の保護に関する法律第2条における「他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができる」の解釈として、事業者において通常の業務における一般的な方法で、個人を識別する他の情報との照合が可能な状態であれば、匿名化したものであっても、当該情報は「個人情報」に該当するものと解されています。本ガイドラインは、同法に基づくものであるため、当該解釈に基づき適用されます。</p>
57	第2条	<p>当該顧客が死亡した場合で死後、個人情報を保存する場合でも、生前に利用目的につき故人に対する通知または同意を得ていれば、上記にあたらないと解釈していただきたい。</p>	<p>個人情報の保護に関する法律第2条第1項において、「個人情報」を「生存する個人に関する情報」と定義しているため、死者に関する情報は「個人情報」に当たらず、他方、死者に関する情報であっても、遺族等生存する個人にも関する情報である場合には、「個人情報」に当たると解されています。 本ガイドラインは、同法に基づくものであるため、当該解釈に基づき適用されます。</p>

番号	条文	質問の概要	回答
58	第2条	<p>法人取引に係わる営業推進(パーティの開催等を含む)の結果として、営業担当者が、取引先法人の担当者及び新規見込み開拓先の法人の担当者等から名刺等の個人情報を取得しております。⑥から⑨迄の個人情報は、個人情報データベース等を構成する個人情報に該当せず、個人データとして取扱われず、「個人情報の数」には、算入されないと考えますが如何でしょうか。また、①から⑤迄の個人情報については如何でしょうか。① 従業員が、(a)五十音順乃至は (b)法人取引先別等により分類整理した名刺によって特定された個人データ② 取得した名刺等を利用して、年賀ソフト乃至はExcel等により、住所録等のデータベースを作成した場合には、同データベースにより特定された個人データ③ 新聞の切り抜き、文書、FAX、E-mail、電話でのやり取り、市販されている紳士録、名簿等を利用して、(法人)取引先及び新規開拓先の銀行取引担当者に係る個人情報を取得した場合において、同情報を、紙ベースで取引先毎に、若しくは、電子データで、取引先毎に整理した場合、同ファイルまたは電子データにより特定された個人データ④ 銀行内のPC、通信手段(例えばBLOOMBERG Mail)及び従業員が所有する携帯用Iモード等にある電子メールソフトに保管されているメールアドレス帳において記載されている顧客個人データ⑤ 銀行が従業員に対して貸与し、従業員が使用している携帯電話等において登録されている顧客個人データ⑥ 従業員が、単に、名刺を分類整理せず、名刺箱(及び名刺入れ)において保有している場合において、同名刺によって特定される個人情報⑦ 従業員が、他人には容易に検索できない独自の分類方法により名刺を分類した場合において、同名刺によって特定される個人情報⑧ 分類整理されていない新聞の切り抜き、文書、FAX、E-mail、及び一切加工されていない紳士録、名簿等に記載されている個人情報⑨ 法人取引先別等に分類整理された、現在事項全部証明書・印鑑証明書・代理人届等に記載された個人情報</p>	<p>御指摘の事例が「個人情報データベース」又は「個人情報」に該当するか否かは、個人情報の保護に関する法律第2条並びに同法施行令第1条及び第2条により判断され、本ガイドラインは同法に基づくものであるため同法の解釈に基づき適用されます。</p> <p>御指摘の事例に関しては、同法において⑥⑧の場合は「個人情報データベース」に該当しないものと解されていますが、その他の事例については、「個人情報データベース」に該当し得るものと考えられます。なお、当該事業者の事業の用に供している場合は、それが特定の従業員により管理・保管されている場合でも、個人情報データベース等を構成する「個人の数」としてカウントされます。また、「特定の個人情報を容易に検索できるように体系的に構成したもの」である以上は、「個人情報データベース等」に該当するものと解されています。</p>
59	第2条	<p>本人確認法及び外為法に基づく法人の本人確認に関して、法人において銀行取引の任に当たる相手方担当者の個人情報(例えば、免許証のコピー)を取得しております。法人名ごとの法人ファイルに保存されておりますが、個人名順のファイルに整理されているものではございません。このような場合、「個人情報の数」(以下、「個人情報の数」)に算入する必要はあるでしょうか。</p>	<p>個人情報の保護に関する法律第2条及び同法施行令第2条によれば、「個人情報を一定の法則に従って整理することにより特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの」であれば、検索の方法が法人名ごとであっても、個人名ごとであっても、「個人情報データベース」に当たるものと解されております。本ガイドラインは、同法に基づくものであるため、当該解釈に基づき適用されます。</p>
60	第2条	<p>「保有個人データ」とは、個人情報取扱事業者が左に列記された権限を「すべて」行う権限を有する個人データであることを明示していただきたい。経産省ガイドラインにならない、「すべて」を挿入すべき。</p>	<p>御指摘を踏まえ、記載の修正をいたしました。</p>

番号	条文	質問の概要	回答
61	第3条	「利用目的が、法令等に基づき限定されている場合」とありますが、具体的な法律名の例示があると分かりやすい。	例えば、貸金業法規制法第30条第2項及び割賦販売法第39条等がこれに該当するものと考えております。
62	第3条	金融機関の与信業務(特に貸出業務)においては、個人情報の利用目的は明白ではないか。与信業務以外に利用する場合に限り、上記の内容とすることが望ましいと思われまます。	本条項の趣旨は、与信事業に際して個人情報を取得する場合には、当該与信のみならず、それ以外の利用目的も本人に列挙提示の上、本人の同意を得ることを努力措置として求めるものであります。
63	第3条	「与信後の管理」とは顧客からの問い合わせ対応や契約締結後の債権回収をいうのでしょうか。よく分かりません。	御指摘の通りと解されます。
64	第3条	第3条において、提供する金融商品、サービスを示したうえで特定することが望ましく、以下の…と考えられる。とありますが賛成です。3において与信事業に際して、個人情報取得する場合においては、利用目的について本人の同意を得ることが望ましく、とありますが「同意を得る」とすべきです。	御指摘の趣旨を踏まえ、修正いたしました。
65	第3条	金融検査マニュアルに記載されている自己査定との関係で、協同組織金融機関のように、顧客の中心が個人の場合の影響ははかり知れない。この法律の施行により、金融機関の業務の健全性と適切性の確保に何らかの影響があると考えられます。したがって、個人情報の保護に関する法律の施行により、金融検査マニュアルへの影響はどうかと考えられるか。もうひとつ、自己査定結果・信用格付けは個人データとなるか。	本ガイドラインを踏まえた検査・監督のあり方については検討を進め、検討結果を明らかにしてまいります。法制上の措置の必要性について、パブリックコメントで寄せられた御指摘を踏まえ、金融審議会特別部会において審議を続けてきた結果、平成16年12月20日の同部会において「個人情報の保護に関する法律の全面施行に向けて」としてとりまとめがなされ、同部会のとりまとめに基づき、当庁として、来年4月の個人情報保護法の全面施行に向け、個人顧客情報の安全管理措置、並びに個人信用情報機関から提供を受けた信用情報及びセンシティブ情報の目的外利用の禁止について、今後、各業法の施行規則において所要の規定を整備してまいります。 なお、御指摘のデータが個人情報の保護に関する法律第2条に定める「個人データ」に該当する場合には、本ガイドラインの適用があります。

番号	条文	質問の概要	回答
66	第3条	「ダイレクトメールの発送に利用することを同意させる等の行為をすべきではない」とされているが、本人によるダイレクトメールの拒否権も明確にすべきである。	御指摘の趣旨を踏まえ、修正いたしました。
67	第3条	第3条「利用目的の特定」3項で「金融分野における個人信用情報取扱事業者が、与信事業に際して、個人情報を取得する場合には、利用目的について本人の同意を得ることが望ましく、」とされている。ここは、「本人の同意を得る」とする。	御指摘の趣旨を踏まえ、修正いたしました。
68	第3条	第3条「利用目的の特定」の第1項の「利用目的は、提供する金融商品、サービスを示したうえで特定することが望ましい」とする考え方に賛成である。	原案を維持することといたしました。
69	第3条	法人において銀行取引の任に当たる相手方担当者の個人情報(例えば、免許証のコピー)取得の目的は、本人確認法及び外為法に基づく法人の本人確認であり、上記2の2)関しての個人情報の利用目的は、a) 法人顧客との諸取引(例えば、預金、貸出、外為、デリバティブ)に際して、法人の代表者及び代理人としての権限を確認する為 b) 法人顧客(見込み客を含む)に対して、金融商品・サービスを勧誘及び提供する為との位置づけですが、これにてよろしいでしょうか。	金融分野の個人情報取扱事業者は、本ガイドラインに基づき、利用目的を特定する必要があります。法令等に基づき本人確認を行う場合は、その旨を利用目的とすることとなります。
70	第3条	本ガイドライン案第8条2項との整合性を図るため、「また、事業者が与信事業にあたり個人情報を個人信用情報機関に提供する場合には、その旨を利用目的に明示して本人の同意を得ることが望ましい。」との記述としていただきたい。	御指摘の趣旨を踏まえ、修正いたしました。
71	第3条	既存取引先から未取引先の紹介を受ける際に当該顧客の情報提供を受ける場合があるが、その場合、利用目的についての「通知」「公表」「同意」は、如何にすべきか。	御指摘の事例は、個人情報を第三者提供により取得する場合に該当すると解されるため、本ガイドラインに基づき当該個人情報の利用目的を特定の上、事務所やホームページ上等において公表等することが必要であると考えられます。

番号	条文	質問の概要	回答
72	第3条	<p>総合口座やMMFの貸越は、専ら預金者等に預金等の流動性の便を供するためのサービスであって、ここでいう「与信事業」の対象外とするのが妥当である。 (同意見他1件)</p>	<p>本ガイドライン第3条第3項が、与信事業に際して個人情報を取得する場合に、利用目的に関して本人の同意を求めるとした趣旨は、与信事業の場合には、本人が希望しない利用目的を拒否しがたい状況にあることによるものです。 他方、本人が口座開設等を行う際には、利用目的を拒否しがたい状況にあるものではなく、その口座開設等の取引開始時に一体として締結される貸越契約は、当該口座開設等に伴う一つのサービスとして、同一事業者において所有する預金や金融商品の間で融通することで現金を引き出すというもっぱら流動性の便宜のための手段と考えられます。 よって、本条項の趣旨に照らし、ご指摘のような貸越の場合には、本人の同意取得を必要とする理由はないものと考えられます。</p>
73	第3条	<p>この項の書き振りから、与信事業において取得した個人情報を与信業務以外の金融商品のダイレクトメールの発送に利用するには、本人の同意が必要であるかのように読める。同一の個人情報取扱事業者又は法第23条第4項第3号の共同利用者があらかじめ利用目的に定めた範囲内で、与信以外の金融商品のダイレクトメールの発送に個人情報を利用する場合には、本人の同意は必要ないのではないか。</p>	<p>本条項の趣旨は、与信事業に際して個人情報を取得する場合には、当該与信のみならず、それ以外の利用目的も本人に列挙提示の上、本人の同意を得ることを努力措置として求めるものであります。</p>
74	第3条	<p>「明確に分離して記載」とは契約書中、他の条項と独立した条文として記載すればよいという理解であるが、明示していただきたい。</p>	<p>御指摘の理解でよいと解されますが、本人に利用目的が理解されるようガイドライン第8条第2項に基づき適切に対応することが望まれます。</p>

番号	条文	質問の概要	回答
75	第3条	与信を行う上で本人より聴聞する本人の家族の情報について、本人自身の個人情報に含まれると解していただきたい。含まれないとすれば、与信判断において、家族の情報を取得するに際し、どのような手当てをする必要があるか明示していただきたい。	御指摘の聴聞の内容が不明であるため明確にはお答えしかねるところです。一般的には、当該家族の情報が個人情報保護法第2条にいう「個人情報」に該当し、その情報を取得する場合には、同法第18条に基づく利用目的の通知等が必要であると解釈されています。本ガイドラインも同法に基づくものであるから、当該解釈に基づき適用されます。
76	第3条	申込人の配偶者の個人情報の取得については、当該申込人のみに利用目的を提示すればよいのか。	申込人の配偶者の個人情報に当たる情報を取得する場合には、個人情報保護法第18条に基づき、当該配偶者本人に対して利用目的を通知又は公表することが必要であると解釈されています。本ガイドラインも同法に基づくものであるから、当該解釈に基づき適用されます。
77	第3条	契約申込書において、契約条項と利用目的の条項とが明確に分離して記載されていれば、それらについて各別の承諾及び同意の確認欄を設けなくとも差し支えないと考えるが、そう解してよいかどうか。	本条の具体的な実施方法については、本人に利用目的が理解されるよう本ガイドライン第8条第2項に基づき適切に対応することが望まれます。
78	第3条	事業者が、顧客に対して同意の対象となる情報を選択させて同意を得るのであれば、「優越的な地位を不当に利用し、与信の条件として」同意をさせたとはいえないと考えるが、そう解してよいかどうか。	同意の対象となる「利用目的」を個別に掲げ、本人に選択させて同意を得る場合であれば、本条項の違反とはならないと解されます。
79	第3条	「利用目的が、法令等に基づき限定されている場合は、その旨明示することとする」と記載されているが、法令等の範囲など、またどのような内容を記載することが適当なのか、その考え方を示していただきたい。	本条の法令等としては、例えば、貸金業法規制法第30条第2項及び割賦販売法第39条等がこれに該当するものと考えております。事業者は、それら法令名を示し、法令において規定されている利用目的の制限について規定することとなります。

番号	条文	質問の概要	回答
80	第3条	<p>利用目的については、開示方針や苦情処理連絡先等を含めて、定期的に、場合によっては一体として本人及び顧客に提示されるべきである。当該提示は個人情報取得の前後できる限り早く行われるべきであり、書式は柔軟にすべきである。</p>	<p>個人情報の保護に関する法律において、個人情報の利用目的については通知もしくは公表が義務づけられており、ホームページ等において、ガイドライン第19条に定めるところにより、開示の方法及び「個人情報保護宣言」と一体として利用目的の記載を行い公表することは認められます。なお、通知若しくは公表の時期については同法第18条に基づき、ガイドラインが適用されます。通知又は公表の書式については、ガイドラインに定める事項の記載等がある限り、特に制限はありません。</p>
81	第3条 (第13条)	<p>利用目的の特定及び第三者提供の同意取得に際しては、利用目的に関する第3条第1項の例示の他に、バック・オフィス・サービスを提供する第三者、共同パートナー、信用情報機関の会員を示すべきではない。利用目的の説明は申込書への記載によることを可能とすべき。</p>	<p>バック・オフィス・サービスを提供する第三者が、個人情報の保護に関する法律第23条第4項第1号に定める「個人情報取扱事業者が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの全部又は一部を委託する場合」に該当する場合は、第三者に該当せず、個人情報の提供にあたっての同意取得は不要と解されます。</p> <p>共同パートナーが、同法第23条第4項第3号に定める「特定の者」に該当する場合については、ガイドライン第13条第6項において、通知にあたり個別列挙が望ましい一方で、共同利用者の外延を示すことも認められております。</p> <p>また、個人情報情報機関の会員の表示については、ガイドライン第13条第3項に基づき、外延が本人からみて客観的に明確であることが必要であり、会員企業の名称を記載する方法のほか、会員企業名を常時公表しているホームページのアドレスを記載する方法なども認められております。</p> <p>なお、利用目的を申込書等で記載することは、同法第18条第2項の要件を満たすものであれば認められるものと解され、ガイドライン第8条第2項に基づき行われる必要があります。</p>
82	第3条	<p>「契約書等における利用目的は他の契約条項等と明確に分離して記載すること」とありますが、「他の個人情報に係わる条文も含め、明確に記載すること」ぐらいの表現が良いと考えます。他の契約条項においても消費者においては十分理解して頂かなければならない内容が記載してあり、個人情報の利用目的のみ別扱いは不適切と考えます。</p>	<p>与信事業に際しての利用目的の同意取得は、当該利用目的を本人において認識したうえで取得する必要があり、原案を維持することといたしました。</p>

番号	条文	質問の概要	回答
83	第3条	本人確認法に基づき、本人確認書類の写しの提出を求める場合、その個人情報の取得に際しても、その旨を明示する必要があると考えてよいのか、明確に記載していただきたい。	個人情報の取得に当たる以上、個人情報の保護に関する法律第15条及び本ガイドライン第3条にしたがって、本人確認法に基づく本人確認であることを利用目的として明示することが必要です。
84	第3条	第3条第3項に関して、個人がその個人情報を与信目的で収集及び使用されることに合意しなければならないと申込書に記載できるよう、事業者は許可されるべき。	第3条第3項は、事業者が個人情報を与信事業に際して与信審査等の目的で取得することを制限するものではなく、取得した個人情報の利用目的の同意を得ることを努力措置として求めているものです。
85	第3条 (第5条) (第8条) (第14条)	1. 法施行前に取得した個人情報についても、法第15条に基づき利用目的の特定を行わなければならないという理解でよいのか？ 2. 1. の理解で正しい場合、当該利用目的を幅広に設定することにつき制限はないという理解でよいのか？ 3. 1. の理解が正しい場合でも、法18条第1項、同第2項に基づく本人への利用目的の通知、公表、明示は必要なく、当該個人情報が保有個人データに該当する場合のみ、法第24条に基づき当該保有個人データの利用目的を本人が容易に知りうる状態にしておけばよい、という理解で正しいか？	個人情報の保護に関する法律は、法の施行後に取得した個人情報の取扱いについて適用されます。なお、同法第24条に基づき、「保有個人データ」に関しては、同条に定められている事項の公表等は義務づけられません。
86	第3条	この事例であれば、『関連会社、提携会社』は第三者ではないという印象を受けるが、『関連会社、提携会社』とはどの程度の範囲をいうのか。第三者提供の制限と抵触しないのか。	関連会社、提携会社への提供が個人情報の保護に関する法律第23条に基づき第三者への提供として同意を要する場合には、本人の同意が必要です。同法第23条第4項第3号に該当する場合には、ガイドライン第13条第6項に基づき通知等が行われる必要があります。
87	第3条	証券化スキームにおいて、オリジネーターのアセットの内、債権を委託される場合、受託者は本ガイドライン第3条の適用を受けるのか。	個人情報の保護に関する法律第23条第4項第1号の「委託」として個人情報を取得した場合には、個人情報の「取得」に該当しないものと解されるため、同法第18条第1項及び本ガイドライン第3条の適用はないものと解されます。

番号	条文	質問の概要	回答
88	<b>第3条</b>	<p>受託者サイドでの当該個人情報の利用目的は様々な法律(例えば、信託業法やSPC法等)によって規制されている契約書等(信託契約等)において厳格に規定されている。これにより個人情報の使用目的を特定したことにならないのか。</p>	<p>SPC法等の法令により当該個人情報の利用目的が制限されている場合には、本ガイドライン第3条第2項にしたがって、その旨を利用目的に明示する必要があります。</p>

番号	条文	質問の概要	回答
89	第4条	本人以外の第三者(配偶者、保証人など)の個人情報を取得する場合の同意取得の具体的な方法があると分かりやすい。	本人以外の第三者(配偶者等家族を含む)の個人情報に該当する情報を取得する場合には、個人情報保護法第16条及び第23条上も当該第三者本人の同意を得る必要があると解釈されており、本ガイドラインも同法に基づくものであることから、本条に規定されている通りの適用が求められます。
90	第4条	「原則として、書面(…)による」とあるのは、状況から見て同意があると認められる場合で、後日検証可能な証跡を残す方法も含まれると考えてよいか	同意に関し、本人の意思が明確に反映できる方法による確認が可能であり、かつ、事後的に検証可能な方法によるのであれば、第4条に定める同意の形式に含まれると考えられます。
91	第4条	金融機関等が電話で取得した顧客の同意について聴取書を作成し、その証明力に問題がなければ、「原則として書面による」ことの要件に該当すると考えるが、そう解してよいかどうか。	同意に関し、本人の意思が明確に反映できる方法による確認が可能であり、かつ、事後的に検証可能な方法によるのであれば、第4条に定める同意の形式に含まれると考えられます。
92	第4条	本人の同意は原則書面によるとなっているが、コールセンター業務においては、顧客から口頭により取得した個人情報を、口頭の同意をもとに第三者提供等を行ない、取引を開始する場合がある。当該取引は認められるか。	同意に関し、本人の意思が明確に反映できる方法による確認が可能であり、かつ、事後的に検証可能な方法によるのであれば、第4条に定める同意の形式に含まれると考えられます。
93	第4条	「原則として書面による」とあるが、非対面による申込に対応するために利用目的等の口頭若しくはインターネット上(同意をするかどうかをクリックする等)の同意後、後日書面を徴収する方法は例外的に許されることを例示していただきたい。(同意見他1件)	同意に関し、本人の意思が明確に反映できる方法による確認が可能であり、かつ、事後的に検証可能な方法によるのであれば、第4条に定める同意の形式に含まれると考えられます。
94	第4条	自動音声ガイドによるプッシュホン操作記録は、電子的方法又は磁気的方法等に含まれると考えるが、そう解してよいかどうか。	自動音声ガイドによるプッシュホン操作の電子的記録は、個人情報保護に関する法律第18条第2項に基づき、「電子的方法又は磁気的方法等」に含まれると解されています。
95	第4条	電話により同意を取得し、これを録音した場合には、上記電子的方法又は磁気的方法等に含まれると考えるが、そう解してよいかどうか。	電話による同意取得の録音は、個人情報保護に関する法律第18条第2項に基づき、「電子的方法又は磁気的方法等」に含まれると解されています。

番号	条文	質問の概要	回答
96	第4条	加盟会員が個人信用情報を個人信用情報機関に提供することについて、「口頭」で同意を得る場合は、本項の例外事項として認められると解されますが、「原則として」の例外を示していただきたい。	同意に関し、本人の意思が明確に反映できる方法による確認が可能であり、かつ、事後的に検証可能な方法によるのであれば、第4条に定める同意の形式に含まれると考えられます。
97	第4条	「本人の意思の十分な確認」の「十分な」の程度が不明確なので、「本人の意思が明確に反映される方法により確認を行うこと」としていただきたい。	御指摘を踏まえ、修正いたしました。
98	第4条	ガイドライン第4条に定める「同意」については、オプトアウトあるいは暗黙の同意を認めることが求められるとともに、同意の書式の特定化を行うべきでない。	ガイドライン第4条は、個人情報の保護に関する法律第16条第1項及び第23条第1項に定める「同意」を取得する場合について定めているものであり、同法第23条第2項に定める、いわゆるオプトアウトの適用を制約するものではありません。なお、同意に関し、本人の意思が明確に反映できる方法による確認が可能であり、かつ、事後的に検証可能な方法によるのであれば、第4条に定める同意の形式に含まれると考えられます。同意の書式については、第4条を満たすものであれば、特定化は求められません。
99	第4条	信用情報機関への個人情報の提供については、個人情報ที่ไม่適切に管理されることを防止する一方で、競争的な金融商品の提供を推進するための柔軟な取扱いをバランスよく認めるべきである。	個人信用情報機関に対する個人データの提供は当該機関を通じて当該機関の会員企業にも情報が提供されるという利用方法の特性等にかんがみ、本人同意の取得その他の取扱いを努力措置として事業者に対して求めているものです。
100	第4条	個人情報の第三者提供に際して同意を不要とする例として、金融機関に決済書類の送付等日常ビジネスを提供する者などを明示すべき。	ガイドライン第4条は、第三者提供についての同意の形式等を定めるものであり、同意を要しない場合については個人情報の保護に関する法律第23条に基づき、第13条において定めています。「金融機関に日常ビジネスを提供する者」が、法第23条に定める同意を要しない場合に該当するとき、例えば法第23条第4項第1号に定める「個人情報取扱事業者が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合」に該当する場合には、第三者に該当しないこととなります。この点を明確にするため、ガイドライン第13条において、法第23条第4項各号の第三者に該当しない場合についての記載を追加いたしました。

番号	条文	質問の概要	回答
101	第4条	「あらかじめ作成された同意書面を用いる場合には、確認欄を設け本人がチェックを行う等本人の意思の十分な確認を行うことが望ましい」とありますが、本文が求める趣旨は、当該本人に対し個人情報の利用において同意する旨が記載された文言を確認して頂き、チェックを頂く形式が望ましいと解釈して良いのでしょうか。明確に記載して頂きたいと思います。	趣旨が明確となるよう記載を修正いたしました。
102	第4条	同意の形式について「確認欄を設け本人がチェックを行うこと等本人の意思の十分な確認を行うことが望ましい。」と規定されているが、過去の契約については必ずしも求められるものではなく、また、法施行後についても確認の方法は個人情報取扱事業者の創意工夫による様々な形式が認められることを確認したい。	個人情報の保護に関する法律は、法施行後に取り扱われる個人情報に対して適用されるものであり、本ガイドラインも同法に基づき適用されます。 なお、ガイドライン第4条に基づき、同意に関し、本人の意思が明確に反映できる方法による確認が可能であり、かつ、事後的に検証可能な方法によるのであれば、第4条に定める同意の形式に含まれると考えられます。
103	第4条	「同意」の形式について、原則として書面によることとする。とありますが賛成です。	原案を維持することといたしました。
104	第4条	第4条「同意の形式について」における「原則として書面」という方式には賛成である。その際、「書面は、契約条項とは独立した書面とし、又は同一の書面であっても他の契約条項とは明確に分離する。なお、文字の大きさ、文章のわかりやすさ等、消費者に理解しやすいようにする」という規定は必須である。	原案を維持することといたしました。
105	第4条	あらかじめ作成された同意書面を用いる場合の顧客の確認欄については、各事項毎でなく、これを一箇所設けるのみで足りると考えるが、そう解してよいかどうか。	本人の同意欄又は確認欄が契約書面上一箇所設けられている場合には、当該同意欄等が当該契約に基づく個人情報の取得、利用等に関する一体的な同意等を意味することが書面上本人にとって明らかであることが必要であると解されます。
106	第4条	第4条に基づく同意の取得については、オプトアウトの場合における例示を含めるよう修正すべきである。	御指摘のオプトアウトが、法第23条第2項に該当する場合を指すのであれば、第三者への提供について同意を得る必要がないと解されることから、ガイドライン第4条の適用対象ではありません。

番号	条文	質問の概要	回答
107	第4条	<p>個人情報の利用にはその目的を明確にして「本人の同意」を得ることが必要です。同意を得るためには本人の意思表示が確かなものでなければなりません。たとえば、未成年者については何歳から有効な同意となるのでしょうか。さらに、同意は一度得れば、変更意思を伝えるまで永久に有効なのでしょうか？同意の有効期限があるなら、同意の更新手続が必要となるのでしょうか？</p>	<p>御指摘は、個人情報の保護に関する法律第16条第2項、同条第3項、第17条、第23条及び同法附則の解釈自体に関する御質問であり、一般的な業横断的事例に関するものであることから、当庁において御答えすることは困難です。</p>

番号	条文	質問の概要	回答
108	第5条	<p>第5条「利用目的による制限」の2項では、「合併その他の事由により他の個人情報取扱事業者から事業を継承することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで、継承前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱ってはならない。」となっている。これを読み下すと、継承前、継承後の事業態様は問われていない。しかし、事業態様が違えば、おのずと利用範囲が違ってくとも考えられるし、なんらかの明確な歯止めが必要である。</p>	<p>ガイドライン第5条第2項は、法第16条第2項に基づくものであり、承継前後の事業態様は問われておりませんが、金融分野の利用目的は、本ガイドライン第3条第1項に基づき、提供する金融商品、サービスを示したうえで特定することと定められていることから、承継前もしくは承継後の事業が金融分野以外の事業である場合には、承継にあたり、一般的には、他分野の事業の利用目的とは異なるため、あらかじめ利用目的について本人同意が必要になるものと考えられます。</p>
109	第5条	<p>「合併等」の範囲の明確化も必要である。</p>	<p>「合併その他の事由」は、個人情報の保護に関する法律第16条第2項において、合併のほか営業譲渡、営業の現物出資、会社分割等、通常、事業に関する顧客情報等の個人データも一体的に承継される事業の承継と解されており、本ガイドラインも、当該解釈によるものとなります。</p>
110	第5条	<p>金融サービス会社の合併に際し、第5条第2項に基づき、本ガイドラインにおいて、事業者が個人情報を次の者と共有するために通知及び同意を要すると解されるので、通知及び同意を不要とされたい。(i) 意図される取引に関連する精査目的で、かかる情報を調査する必要がある潜在的投資家又は会社資産の購入者、又は、(ii) 事業者により売却される物品の購入のために、資金提供による解決を提供する団体</p>	<p>個人情報の保護に関する法律第16条第2項は、合併その他の事由による事業承継に伴い個人情報を取得した場合における承継前の利用目的達成に必要な範囲を超えた取扱いについての本人同意を定めており、ガイドライン第5条第2項は、同項に基づき適用されるものです。御指摘の場合が、合併等の前の買収側等の調査目的による個人情報の取得等に関するものである場合は、同意又は通知の有無は、ガイドライン第5条第2項によってではなく、第三者提供の同意等に関して定める同法第23条の解釈に基づき適用されるものと考えられます。</p>
111	第5条 (第6条) (第8条)	<p>「いわゆる総会屋及び暴力団の違法行為に関する情報を収集する場合」の例は、第6条および第8条第3項においても同様と考えてよいか。</p>	<p>御指摘のとおりです。</p>

番号	条文	質問の概要	回答
112	<p><b>第5条</b> (<b>第12条</b>) (<b>第13条</b>)</p>	<p>監査法人がいわゆる1項業務の遂行に伴い、顧客である金融分野の事業者から個人情報を取得することが、個人情報の保護に関する法律上「委託」ないし「法令に基づく場合」に該当することを明確にしてください。</p>	<p>個人情報の保護に関する法律第23条第4項第1号において、個人データの処理を委託され、その成果物たる処理データを委託元に返す場合は、受託者は第三者に該当しない(委託)と解されており、御指摘の事業者における個人情報の取得が、同法解釈上「委託」に該当するか否かについての本ガイドラインの適用も同法の当該解釈によることとなります。</p>
113	<p><b>第5条</b> (<b>第13条</b>)</p>	<p>証券業協会が、金融庁長官から委任を受けた外務員登録事務及び自主規制業務の遂行のため、協会員からの照会により、その役職員等の外務員資格等や証券取引法・協会規則に基づく処分の有無等を当該協会員に回答を行う場合は、第5条第3項①又は第13条第1項①に該当すると考えて良いか。</p>	<p>御指摘の通りです。</p>
114	<p><b>第5条</b> (<b>第13条</b>)</p>	<p>証券業協会は、証券取引法に基づき定めた定款や当該定款に基づく規則に従ってその自主規制業務遂行のため、協会員や有価証券の発行会社等から報告等を求めることがある。この場合の協会員や有価証券の発行会社等の報告等は、第5条第3項①又は第13条第1項①に該当すると考えてよいか。</p>	<p>御指摘の通りです。</p>
115	<p><b>第5条</b> (<b>第13条</b>)</p>	<p>証券取引所の取引参加者や上場会社等が、証券取引法の規定に基づいて証券取引所が定める規則に従って、相場操縦的行為など不公正取引の防止等に必要な証券取引所の自主規制業務遂行のために必要な報告等をする場合については、本ガイドライン第5条第3項第1号及び第13条第1項第1号に規定する「法令に基づく場合」該当するとの理解でよいでしょうか。</p>	<p>御指摘の通りです。</p>

番号	条文	質問の概要	回答
116	第5条	債権譲渡に付随して譲受人が譲渡人から個人情報(債権譲渡を行うために必要な情報)の提供を受けることは事前に債務者たる本人の同意を得ないでなし得ることを明確にすべきである。	債権譲渡に付随して譲渡人から譲受人に対して当該債権の管理に必要な範囲において債務者及び保証人等に関する個人データが提供される場合には、個人情報保護法の解釈上、同法第23条により求められる第三者提供に関する本人の同意を事実上推定できるため、改めて明示的に本人の同意を得る必要はないものと解されており、本ガイドラインも同法に基づくものであることから、当該解釈に基づき適用されます。
117	第5条	「人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合であって本人の同意を得ることが困難であるとき。」の例として、「いわゆる総会屋や暴力団の違法行為に関する情報を収集する場合」が挙げられているが、いわゆる総会屋や暴力団に限らず、「不当被害要求等の反社会的行為を防止する為、個人情報取扱事業者が反社会的行為に関する情報を収集する場合」についても第5条第3項②の適用除外事由に含まれることを確認したい。	個人情報の保護に関する法律第16条第3項第4号については、人の生命、身体又は財産に関する具体的な権利利益が侵害されるおそれが存在するとともに、当該個人情報を利用することによりその保護が図られることについての合理性を要すると解されていることから、本ガイドライン第5条第3項第2号の適用も当該解釈によることとなります。
118	第5条	反社会的勢力の違法行為に関連することが明らかである場合に限りその情報収集に関連して法16条1項及び2項の適用が除外されると解されるべきか、或いは明らかでない場合にも違法行為を行う反社会的勢力の構成員であるか否かを調査する行為が除外されると解されるべきか、不明確である。	個人情報の保護に関する法律第16条第3項第4号については、人の生命、身体又は財産に関する具体的な権利利益が侵害されるおそれが存在するとともに、当該個人情報を利用することによりその保護が図られることについての合理性を要すると解されていることから、本ガイドライン第5条第3項第2号の適用も当該解釈によることとなります。
119	第5条	外国政府当局から調査を受け、当該外国政府当局に個人情報を提出する場合は、第5条第3項①又は第13条第1項①に該当するのか。	御指摘の事例が、個人情報の保護に関する法律第16条第3条第1号にいう「法令」に該当するか否かは同法の解釈に係る問題であり、御指摘の事例が、同条項各号に該当するか否かについても、本ガイドラインは同法の解釈に従うこととなります。

番号	条文	質問の概要	回答
120	第6条	<p>民間調査機関に調査を依頼した結果、例えば税法違反の罪や行政法規違反の罪に違反した事実が判明した場合、必ずしも第6条第1項第2号の「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合」に該当すると読めないのではないか。「レピュテーション・リスク回避のために必要がある場合」といった内容の適用除外を追加されたい。</p>	<p>ガイドライン第6条第1項第2号は、個人情報の保護に関する法律第16条第3項第2号等の解釈に基づき、人の生命、身体、財産に関する権利利益が侵害される具体的おそれが存在するとともに、当該センシティブ情報を利用することにより、その財産等の保護が図られることについての合理的説明を要していると解されます。よって、御指摘の事例について、権利利益の侵害の具体的おそれ及び当該情報の利用に関する合理性が存在しない限り、本条項は適用されないものと解されます。</p>
121	第6条	<p>金融機関等による顧客の本人確認等に関する法律施行規則 第8条第2項において、当該本人確認書類の写しを保存することが定められています。本人確認書類の写しには、氏名、住所等の他に機微情報が含まれた形で写しを保存する可能性があります。が、「①法令等に基づく場合」として、取得することに対して問題はないかを明確にして頂きたいと思います。</p>	<p>本人確認法上、取得が義務づけられている個人情報、氏名、住居及び生年月日にとどまるため、本籍地情報の取得は「法令等に基づく場合」には該当しないものと解されます。</p>
122	第6条	<p>以下のものは第6条の例外とみなすことは可能か。                      ・一般的な銀行業務において、「個人情報取扱事業者」である金融機関は本人確認法に基づく本人確認手続のため運転免許証のような本人確認資料を徴求するが、当該本人確認資料に機微(センシティブ)情報に該当する情報が記載されている場合。</p>	<p>本人確認法上、取得が義務づけられている個人情報、氏名、住居及び生年月日にとどまるため、本籍地情報の取得は「法令等に基づく場合」には該当しないものと解されます。</p>

番号	条文	質問の概要	回答
123	第6条	<p>個人情報取扱事業者が、本人確認法及び所得税法等に基づき、顧客本人から運転免許証等の本籍地が記載された本人確認書類の提出を受けた場合において、本籍地という機微情報の記載があることを理由に受入れができなくなると、本人確認事務の円滑な遂行に支障を来たすこととなる。本人の意思に基づき、機微情報が記載された書面が提出された場合には、例外的に取得できる取扱いとしていただきたい。</p>	<p>本人確認法上、取得が義務づけられている個人情報とは、氏名、住居及び生年月日にとどまるため、本籍地情報の取得は「法令等に基づく場合」には該当しないものと解されます。</p>
124	第6条	<p>第6条第1項⑦の内容が分かりにくいので、具体的に記載してもらいたい。：法施行前に取得した機微情報は、法第18条の規定は適用されないと考えますが、法施行後、事業者として利用・第三者提供を実施しない場合での機微情報の取扱い方がありと分かりやすい。：保健医療に係わる情報をむやみに取得することは問題と考えますが、借り手の健康状態などを与信判断のために把握しないと、借り手本人の資産、引いては我が国の金融システムの健全化にマイナスになることが懸念されます。貸し出しの不良債権化を防ぐためにも、借り手の健康状態などを聞くことは必要と考えます。</p>	<p>個人情報の保護に関する法律施行前に取得した機微情報について、同法施行後に利用又は第三者提供しようとする場合には、本条の適用を受けます。 また、機微情報とした個人情報については、社会通念上、プライバシー保護上厳正な管理が求められ、金融分野においても従来より取得等について原則としてこれを行わないとの自主的な指針等が明らかにされていることから、本ガイドラインにおいても原則取得等の禁止を定めたものです。</p>
125	第6条	<p>「特に慎重に取り扱う」の具体的な方法があると分かりやすい。</p>	<p>本ガイドライン第6条第2項にある「特に慎重に扱う」とは、同条第1項に定められた目的・使用方法等以外の取得、利用又は第三者提供を禁止する旨を努力措置として規定したものです。</p>
126	第6条	<p>機微情報の「取得」の具体例があると分かりやすい。例えば、本人確認でパスポートを見る(国籍情報を見る)ことも該当するの か、など。</p>	<p>パスポート等の「国籍」情報は、法令等に基づき国籍そのものの確認に用いられる限り、機微情報には該当しないものと考えられます。</p>
127	第6条	<p>本籍地を機微(センシティブ)情報として明示されてありますが、現代のような個人情報の電子化、大量化に伴う特定の有効性等を勘案すると、本籍地を機微(センシティブ)情報から除くことが望まれます。</p>	<p>社会通念上、本籍地はプライバシー保護上厳正な管理が求められ、金融分野においても従来より本籍地情報の取得等について原則としてこれを行わないとの自主的な指針等が明らかにされていることから、本ガイドラインにおいても本籍地情報は機微情報とすることとします。</p>

番号	条文	質問の概要	回答
128	第6条	<p>本籍地が機微情報である理由を示していただきたい。本籍地は変更も容易であり、また運転免許証にも記載され本人確認資料の一つとして広く取得、利用されているものであることから、機微情報から除外していただきたい。</p> <p>機微情報であるとした場合は、個人情報情報機関として登録情報の本人同一性を確認するために必要不可欠な項目の一つであることから、⑦の適用除外に含まれることとしていただきたい。</p>	<p>社会通念上、本籍地はプライバシー保護上厳正な管理が求められ、金融分野においても従来より本籍地情報の取得等について原則としてこれを行わないとの自主的な指針等が明らかにされていることから、本ガイドラインにおいても本籍地情報は機微情報とすることとします。本籍地についても、ガイドライン第6条第1項第7号に該当する場合には取得等することができます。</p>
129	第6条	<p>本籍地は機微(センシティブ)情報に含めるべきではない</p>	<p>社会通念上、本籍地はプライバシー保護上厳正な管理が求められ、金融分野においても従来より本籍地情報の取得等について原則としてこれを行わないとの自主的な指針等が明らかにされていることから、本ガイドラインにおいても本籍地情報は機微情報とすることとします。</p>
130	第6条	<p>本籍地が、センシティブ情報とされることにより、他の個人情報と異なり、本人の同意だけでなく、6条1項⑦号の要件が必要となってしまうが、本籍地について、他の住所や生年月日といった個人情報と同じ扱いにしたい。</p>	<p>本籍地情報については、社会通念上、プライバシー保護上厳正な管理が求められ、金融分野においても、本籍地情報の取得等について原則としてこれを行わないとの自主的な指針等が明らかにされていることから、本ガイドラインにおいても本籍地情報は機微情報とすることとします。</p>
131	第6条	<p>第6条1⑦に「保険業その他金融分野…」とあるが、貸金業は「その他金融分野」に含まれると解釈して良いか。</p>	<p>なお、貸金業も第7号に定める「その他金融分野」に含まれることは御指摘の通りです。</p>

番号	条文	質問の概要	回答
132	第6条	政治・宗教等の団体若しくは労働組合等から従業員の福利厚生のために年金信託、団体信託を受託する際に、当該従業員等の個人情報を取得する場合は、機微(センシティブ)情報の取得、利用等に係る例外事項のうち、第5号に該当するという理解でよいか確認したい。	第5号については、源泉徴収事務以外にも、団体信託等、団体に関する事務として請け負った事務の遂行上、機微情報を取得等する場合も該当するものと考えられます。
133	第6条	本人から複数回に亘り、機微情報を取得する場合には、その都度同意が必要なのか、当初に同意を得ておけば問題無いのかを明確にして欲しい。	事業者は機微情報の取得等について、ガイドライン第6条第1項第7号及び第8号に基づく場合、本人の同意を得ることが求められます。御指摘の複数回にわたる取得については、どのような必要性に基づくものか、取得する情報内容はどのようなものか等不明のため御答えすることは困難です。
134	第6条	センシティブ情報に該当する情報を既に保有している場合、当該情報について法が全面施行される平成17年4月1日以降はどのような取扱いとすればよいかを示していただきたい。	個人情報の保護に関する法律施行前に取得しているセンシティブ情報については、同法施行後に利用又は第三者提供する場合に、本人の同意に基づく必要があります。なお、一般的に、同法施行前の同意に基づき利用及び第三者提供が許容されるためには、法施行前の同意が同法附則第2条及び第3条にかんがみ法施行後に求められる同意と同等である必要があると解されます。
135	第6条	個人情報取扱事業者が、センシティブ情報を取得してもデータベース化しなければ、当該センシティブ情報との関係では個人情報取扱事業者とならず、その取得・利用が許されるのか、それとも当社が個人情報取扱事業者である以上、データベース化されているか否かは問われず、その取得・利用は許されないこととなるのか。	本条において機微情報は、データベース化しているか否かを問わず、取得、利用及び第三者提供に関して原則として禁止するものです。
136	第6条	労働金庫法に則った労働金庫業務の遂行のためには、取引の相手方が労働組合の構成員であるか否かを確認する必要があります。したがって、労働金庫の業務に必要な範囲において、取引の相手方の労働組合への加盟についての情報を取得、利用又は第三者提供を行うことは、許容されると考えます。	御指摘の事例は、組合員の源泉徴収業務等に係るものは本条第5号に該当するものと解され、事業者の適切な業務運営を確認するための取得等は、本条第7号に従って本人の同意に基づき業務遂行上必要な範囲で認められます。

番号	条文	質問の概要	回答
137	第6条	機微(センシティブ)情報に対する取得、利用又は第三者提供の原則的禁止規定を設けるべきではない。	機微(センシティブ)情報については、個人情報の中でも特にプライバシー保護の観点から事業者による厳正な取扱い等を規定する必要がある、金融分野の個人情報の特性及び利用方法にかんがみ、取得等を原則として禁止するものです。
138	第6条	詐欺・横領・背任その他財産罪に関する犯罪歴については機微(センシティブ)情報に含めるべきではない。	社会通念上、犯罪履歴はプライバシー保護上厳正な管理が求められ、金融分野においても、犯罪歴情報の取得等について原則としてこれを行わないとの自主的な指針等が明らかにされていることから、本ガイドラインにおいても犯罪歴情報は機微情報とすることとします。
139	第6条	法令に基づく場合について保全手続申立てのために必要な場合及び債権譲渡のために必要な場合を例示として挙げるべきである。	法令において、明示的に事業者における機微情報の取得等が義務付けられている場合又は法令に基づく告示、指針等に基づき事業者における機微情報の取得等が求められている場合には、ガイドライン第6条第1項第1号の「法令等に基づく場合」に該当するものと考えられます。
140	第6条	第2号の「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合」について、債権者たる金融機関が債権の保全のために必要な場合及び債権譲渡のために必要な場合を例示として挙げるべきである。	ガイドライン第6条第1項第2号は、個人情報の保護に関する法律第16条第3項第2号の解釈に基づき、人の生命、身体、財産に関する権利利益が侵害される具体的おそれが存在するとともに、当該センシティブ情報を利用することによりその財産等の保護が図られることについての合理的説明を要していると解されます。よって、御指摘の事例についても、個別具体的な状況に照らして判断されるべきであり、御指摘の理由だけでは、本条項は適用されないものと解され、例示には該当しません。なお、債権譲渡については、債権譲渡に付随して譲渡人から譲受人に対して当該債権の管理に必要な範囲において債務者及び保証人等に関する個人データが提供される場合には、個人情報保護法の解釈上、同法第23条により求められる第三者提供に関する本人の同意を事実上推定できるため、改めて明示的に本人の同意を得る必要はないものと解されており、本ガイドラインも同法に基づくものであることから、当該解釈に基づき適用されます。

番号	条文	質問の概要	回答
141	第6条	センシティブ情報とされる「保健医療」についての考え方をガイドライン中で明らかにしてください。	医療情報については、社会通念上、プライバシー保護上厳正な管理が求められ、金融分野においても、医療情報の取得等について原則としてこれを行わないとの自主的な指針等が明らかにされていることから、本ガイドラインにおいても医療情報は機微情報とすることとしているものです。
142	第6条	相談機関・ADR機関においては、事案処理に際し、相談者に関する機微情報が重要な意味を持ち、その取得・利用が不可欠な場合がある。「保険業」及びそれに準じると解される「その他の金融分野の事業」以外においても、事業目的達成に必要な機微情報の取得・利用を、明示で許容すべきである。	御指摘の事業がガイドライン第1条第1項に定める金融分野における個人情報取扱事業者の個人情報の取扱いに該当し、当該事業に関して機微情報を取り扱うことが業務遂行上必要であり、それが各種法令等に照らして適正な業務と判断され、本人の同意に基づいて取得等が行われている場合には、本条第7号に照らして許容されると解されます。
143	第6条	個人情報とは公開された情報も含むと解されていますが、ガイドライン案第6条のセンシティブ情報には公開された個人情報が含まれるのでしょうか。	新聞又は官報等に記載された公知の情報については、機微情報に当たらないと解されます。
144	第6条	次のものは機微(センシティブ)情報に含まれないと考えてよいか。①新聞に掲載された犯罪歴等公表されている情報 ②顔写真等外形から明白な情報	新聞又は官報等に記載された公知の情報及び外形から一見して明白な身体等に関する情報は、センシティブ情報に当たらないものと解されます。
145	第6条	新聞に記載された犯罪情報等の公開情報や本人の体格の特徴など営業担当者等の観察によってわかる情報は機微(センシティブ)情報に該当しないことを確認したい。	新聞又は官報等に記載された公知の情報及び外形から一見して明白な身体等に関する情報は、センシティブ情報に当たらないものと解されます。
146	第6条	ガイドライン案第6条第1項⑦および⑧では、本人の同意をとることが条件とされています。これは、本人の同意があったとしても、第6条第1項①から⑧に該当しない限り、センシティブ情報の取得、利用または第三者提供を認めないという趣旨なのでしょうか。	本条第7号に関しては、本人の同意に基づく場合であっても、当該取得等が各種法令等に照らして「適正な」業務といえない場合、又は、業務遂行上の必要性が認められない場合には、機微情報の取得等が認められない趣旨を規定しております。また、本条第8号に関しては、本人の同意に基づく場合であっても、機微情報に該当する生体認証情報については、本人確認以外に用いることが認められない趣旨を規定しております。

番号	条文	質問の概要	回答
147	第6条	機微情報の取得、利用又は第三者提供については、本人の同意により、これを可能とするとともに、公共政策目的に基づくものも取得、利用又は第三者提供を可能とすべきである。	ガイドライン第6条第1項第7号に基づき、金融分野の個人情報取扱事業者は、事業の適切な業務運営の確保とは関係が認められない場合、又は、業務遂行上の必要がない場合には、本人の同意があることを理由として機微情報を取得、利用又は第三者提供することは認められないと考えます。なお、御指摘の「公共政策目的」が、ガイドライン第6条第1項各号のいずれかに該当する場合には、取得、利用又は第三者提供が認められます。
148	第6条	第①号の「法令等」の「等」には何が含まれるのか確認したい。	法令に基づく告示、指針等及び条約又は政府間協定、公務所により発出された指導文書等が含まれると解されます。
149	第6条	個人情報の保護に関する法律第23条第4項第3号に定める特定共同利用が第三者提供に該当しないことは個人情報の保護に関する法律第23条第4項の定義上明らかですが、特定共同利用に基づき共同利用者内で交換される個人データを利用することはガイドライン案第6条第1項の「利用」に該当し、原則として禁止されるということになるのでしょうか。	御指摘の通り、個人情報の保護に関する法律第23条第4項各号のいずれかに該当する場合には「第三者提供」に該当しないため、提供すること自体は本ガイドライン第6条には抵触しませんが、例えば特定共同利用により得た機微情報を当該事業者が「利用」する場合には、本ガイドライン第6条が適用されます。
150	第6条	ガイドライン第6条第1項第1号の「法令等に基づく」収集の例外には、外国の法律又は規則が含まれることとすべき。	ガイドライン第6条第1項第1号の「法令等に基づく場合」としては、国内における事業者の個人情報の取扱いに関して、条約及び政府間協定等に基づき事業者が機微情報の取得等が必要とされる場合のほか、日本国以外の国の法令において明示的に事業者における機微情報の取得等が義務付けられている場合又は法令に基づく行政機関の告示、指針等に基づき事業者における機微情報の取得等を定められている場合も含まれるものと解されます。
151	第6条	金融事業者で貸付け業務を担当する従業者が、貸金業法第24条の7、第13条の3等に基づき責務を果たす場合における機微情報の使用がガイドライン第6条第1項第1号の「法令に基づく」収集として例外にあたることとすべき。	法令において明示的に事業者における機微情報の取得等が義務付けられている場合又は法令に基づく行政機関の告示、指針等において事業者による機微情報の取得等が規定されている場合には、ガイドライン第6条第1項第1号の「法令等に基づく場合」に該当するものと考えられます。

番号	条文	質問の概要	回答
152	第6条	<p>「法令等に基づく場合」の具体例を示していただきたい。例えば、顧客本人が「障害者等の少額貯蓄非課税制度」を利用するため、個人情報取扱事業者が身体障害者手帳(写)を提出した場合、当該個人情報取扱事業者は「法令等に基づく場合」として当該顧客の障害に係る情報を取得等できるのか。</p>	<p>法令において、明示的に事業者における機微情報の取得等が義務付けられている場合又は法令に基づく告示、指針等において事業者による機微情報の取得等が求められている場合には、ガイドライン第6条第1項第1号の「法令等に基づく場合」に該当するものと考えられます。</p>
153	第6条	<p>例えば暴対法に基づく暴力団追放運動推進センターの会議等の場で文書等にて提供される、暴力団や反社会的団体もしくはその構成員の反社会的行為に関する情報等は「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に基づく場合として「法令等」に含まれることを確認したい。</p>	<p>御指摘の通りです。</p>
154	第6条	<p>ATMや銀行内において、安全保護のためのビデオカメラで情報を収集することは、個人の人種や民族などの機微情報が収集されるとしても、例外として認められるべき。</p>	<p>御指摘のビデオカメラの画像が氏名その他の情報により個人を特定できる情報である場合には、個人情報の保護に関する法律に基づき、「個人情報」に該当します。なお、ビデオカメラの画像が氏名その他の情報により個人を特定できる情報であっても、当該個人の本人確認に用いられる場合でなければ、生体認証情報とは解されません。</p>
155	第6条	<p>以下のものは第6条の例外とみなすことは可能か。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>採用活動において入社希望者から取得する(当社からの要請に基づくものではないもの)機微(センシティブ)情報。</li> </ul>	<p>採用活動等雇用管理における個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律第36条第1項第1号に基づき、「雇用管理に関する個人情報の適正な取扱いを確認するために事業者が講ずべき措置に関する指針(平成16年厚生労働省告示第251号)」によることとなります。</p>
156	第6条	<p>雇用の状況においては、機微情報の収集及び選択的な使用を明示に許可すべき。金融機関の従業者及び労働者の個人情報には機微情報に係るガイドラインの規定は適用されないこととすべき</p>	<p>個人情報の保護に関する法律第36条第1項第1号に基づき、雇用管理における個人情報の取扱いについては、「雇用管理に関する個人情報の適正な取扱いを確保するために事業者が講ずべき措置に関する指針(平成16年厚生労働省告示第259号)」によることとなります。</p>

番号	条文	質問の概要	回答
157	第6条	証券取引法第64条の2に定める証券外務員の欠格事由には、犯罪歴が含まれているが、証券会社が役職員として採用しようとする者から犯罪歴に関する情報を取得することは、ガイドライン第6条第1項①にいう「法令等に基づく場合」に該当するものと考えてよいか。	個人情報の保護に関する法律第36条第1項第1号に基づき、雇用管理における個人情報の取扱いについては、「雇用管理に関する個人情報の適正な取扱いを確保するために事業者が講ずべき措置に関する指針(平成16年厚生労働省告示第259号)によることとなります。
158	第6条	内部者取引の未然防止及び適合性原則の徹底等のために、証券会社及び金融機関は顧客に職業の申告を求めることがある。顧客の職業が、たまたま僧侶、牧師、政治家等であれば、その情報が機微情報に相当する。このような場合は、第6条第1項に掲げる例外事例のいずれに該当するものであるかを明確にしていきたい。	御指摘の事例が、関係法令において事業者が機微情報の取得等が定められている場合は第6条第1項第1号に該当すると解されますが、同条第1項の他の号への該当については具体的な態様によるものと考えられます。
159	第6条	証券会社は、投資者の知識、経験及び財産の状況に照らして不適當な勧誘を行ってはならないとされているが(証券取引法第43条)例えば証券会社の顧客が傷病等により判断能力を欠く事態に陥ったような場合、証券会社が本人又はその家族等から、そのような情報を知り、社内で記録等を行う状況も想定される。このような状況は許されると解して良いか。	事業者が御指摘の内容の情報の入手を法令等により義務づけられているとすれば、ガイドライン第6条第1項第1号に該当するものと解されますが、同条第1項の他の号への該当については具体的な態様によるものと考えられます。
160	第6条	個人情報取扱事業者の従業者が、顧客本人から口頭で聞いた情報も機微情報に該当するのか。該当する場合、どの段階で「取得」となるのか。	外務員など従業者が口頭で本人から聞いた機微情報については、当該事業者の事業の用に供するものとしてファイルに閉じるなどにより保管等した段階において「取得」に該当すると解されます。
161	第6条	事業者が本人確認のために取得する書面に記載されたセンシティブ情報を、すみやかに黒塗りして保管する場合は、センシティブ情報の取得に該当しないと考えてよいか。	御指摘の通りです。
162	第6条	事業者が、新たな利用及び個人情報第三者に開示され得るという事実について、個人に対して通知を与えたり又は公表を行ったりする場合は、かかる同意が、第6条第1項第7号に基づき、オプトアウトにより行うことを可能とすべき。	ガイドライン第6条第1項第7号は、機微情報に関するプライバシーについて特に厳正な管理を行う必要性から取得について明示の同意に基づくことを求めており、利用及び第三者提供についても明示の同意が必要となります。

番号	条文	質問の概要	回答
163	第6条	<p>個人情報取扱事業者が、本人確認法及び所得税法等に基づき、顧客本人から運転免許証等の本籍地が記載された本人確認書類の提出を受けた場合において、本籍地という機微情報の記載があることを理由に受入れができなくなると、本人確認事務の円滑な遂行に支障を来たすこととなる。本人の意思に基づき、機微情報が記載された書面が提出された場合には、例外的に取得できる取扱いとしていただきたい。</p>	<p>本人確認法上、取得が義務づけられている個人情報は、氏名、住居及び生年月日にとどまるため、本籍地情報の取得は「法令等に基づく場合」には該当しないものと解されます。</p>
164	第6条	<p>保険の引受業務や保険料の引去業務において、宗教法人や政治団体、労働組合への所属若しくは加盟に関する情報を取得・利用・第三者提供する場合は、5号「源泉徴収事務等の遂行上必要な範囲」に該当することを確認したい。</p>	<p>団体に関する事務を処理するものであれば、御指摘のとおりです。</p>
165	第6条	<p>保険会社の実際の業務においては当該本籍地情報を利用しないにも関わらず業務の遂行に際して付随的に取得してしまうようなケースについては、事業者は本籍地情報の取得を禁止されず、また提出者が本籍地を塗りつぶす等の行為を行わなかった場合において、事業者が塗りつぶすことまでは求められないことを確認したい。</p>	<p>業務遂行上、本籍地情報を利用する必要性が認められない場合には、第7号は該当しないため、戸籍謄本等のうち、本籍地に関する部分を塗りつぶしてから保管する等の取扱いが必要であると解されます。</p>
166	第6条	<p>機微(センシティブ)情報を収集、利用または第三者提供する場合の「本人の同意に基づき」の「同意」とは、「保険業その他金融機関の事業の適切な業務運営を確保する必要性から」「業務遂行上必要な範囲で」「機微(センシティブ)情報を収集、利用または第三者提供する」という本人の同意であることを確認したい。</p>	<p>第6条第1項第7号に関して、御指摘のとおりです。</p>

番号	条文	質問の概要	回答
167	第6条	<p>現在、個人情報について利用目的や範囲等を明示していないが「あらかじめ」をクリアするためには17年4月1日までに書面で店頭掲示や通知を行っておけば、個別の同意取り付けは必要ないと考えられるか。</p>	<p>個人情報の保護に関する法律施行前に取得しているセンシティブ情報については、同法施行後に利用又は第三者提供する行為が、第6条第1項第7号及び第8号に基づく場合には、それが本人の同意に基づく必要があります。同法施行前に本人から利用及び第三者提供に関する同意を得ている場合には、当該同意が同法附則第2条及び第3条にかんがみ法施行後の同意とガイドラインにかんがみ同等である必要があると解されます。</p>
168	第6条	<p>法施行前に取得した機微(センシティブ)情報を法施行後に利用する場合があるが、この場合の取得時の「同意」の形式は、必ずしも明示的な同意に限られないことを確認したい。</p>	<p>個人情報の保護に関する法律施行前の「同意」については、同法附則第2条及び第3条にかんがみ、明示の同意であることを必ずしも要しないものと解されるため、ガイドライン第6条に関する施行前の同意についても必ずしも明示の同意には限られません。なお、施行前の同意がガイドライン第6条に関する施行後の同意に相当するものと認められるためには、施行前の同意による取得等に際し、本ガイドラインの第6条第1項第7号に関するものであることの説明等が行われることが必要と考えられます。</p>
169	第6条	<p>法施行後の同意については、必ずしも書面による必要がないことを確認したい(ガイドライン4条は、同6条1項7号には及ばないことを確認したい。)</p>	<p>ガイドライン第6条第1項第7号に基づく同意が、第三者提供に関する同意等として第4条に該当する場合は、第4条に従う必要があります。</p>

番号	条文	質問の概要	回答
170	第6条	<p>個人情報の保護に関する法律第23条第4項により相手方が第三者に該当しないとされる「委託」「合併」「特定共同利用」については、「委託」「合併」「特定共同利用」をすることについての「本人の同意」までは求められていないことを確認したい。</p> <p>上記の理解に基づく場合、事業者が機微(センシティブ)情報の取得時に、「保険業その他金融分野の事業の適切な業務運営を確保する必要性から」「業務遂行上必要な範囲で」「機微(センシティブ)情報を取得、利用」するという本人の同意を得ている場合には、特定共同利用においては、情報交換を行うことあるいは情報の受け手側が情報を利用することについて本人同意を得ることまでは本ガイドライン上も求められていないことを確認したい。</p>	<p>御指摘の件は、提供する相手が法第23条第4項第3号に基づき「第三者」に該当しないと解されるため、ガイドライン第6条第1項において第三者提供に関する同意は要しないと解されます。</p>
171	第6条	<p>がん給付金等の被保険者が受取る生存給付について、被保険者に病名告知がなされていなかった場合や、意思能力がない場合に、あらかじめ指定されていた者が被保険者に代わって保険金等を請求する「指定代理請求制度」を生保各社が運営しているが、契約時等の指定代理人設定時において、あらかじめ指定代理人が代理請求を行なうことについて本人の同意を得ていることから、指定代理請求時に改めて本人の同意を取得することは不要であることを確認したい。また、契約者・保険金受取人が法人で、被保険者がその従業員等の場合においては、約款の規定上、給付金等の請求は法人が行うこととなる。こうした契約についても、契約締結時の被保険者同意時に、あらかじめ法人が請求を行なうことについて被保険者本人の同意を得ていることから、給付金等請求時に改めて被保険者本人の同意を取得することは不要であることを確認したい。</p>	<p>事前に本人から、明示的にガイドライン第6条に係る同意を得ている場合には、御指摘の通りです。</p>
172	第6条	<p>本人が制限能力者(成年被後見人、未成年者等)の場合、本人から同意を得ることは困難であるが、本人の法定代理人等から同意を得ることができれば7号の「同意に基づき」という要件を満たすことを確認したい。</p>	<p>法定代理人等に対し、法令に基づき法律行為の代理権が付与されている場合については、御指摘の通りです。</p>

番号	条文	質問の概要	回答
173	第6条	<p>団体信用生命保険は契約者を金融機関、被保険者を当該金融機関から貸付を受けている者とする商品であるが、契約者である金融機関が保健医療情報を契約事務手続の範囲内で取り扱うことは「保険業その他金融機関の事業の適切な業務運営を確保する」ことに該当することを確認したい。</p>	<p>御指摘の通りです。</p>
174	第6条	<p>機微(センシティブ)情報として「人種及び民族」「門地および本籍地」が規定されているが、相続手続及び納税義務の履行において準拠法を確認するために、「国籍(永住権の有無を含む)」を使用する場合に、当該「国籍」情報は、機微(センシティブ)情報には該当しないことについて確認したい。</p>	<p>準拠法に基づき、国籍の確認に用いる場合は、御指摘の通りです。</p>

番号	条文	質問の概要	回答
175	第7条	「不正の手段」の具体例があると分かりやすい。	個人情報の保護に関する法律第17条に定める「不正の手段」については、不適法又は適正性を欠く方法や手続きを含み、具体的な判断は、事案ごとに同法その他の法令の趣旨や社会通念に委ねられていると解されています。例えば、本人に対して個人情報を収集している事実を隠したり、目的を偽って取得する場合、他人が管理する情報を正当な権限なく隠し撮りする場合、十分な判断能力を有していない子どもから親の個人情報を取得する場合等が該当すると解されており、本ガイドラインは同法に基づくものであることから、当該解釈により適用されます。
176	第7条	情報漏洩や不正取得等を抑止するために、「事業者は、本人以外の第三者から個人情報を取得する場合には、当該個人情報が法第23条にもとづき提供されるものであることを当該第三者に確認することとする。」の記述を追加していただきたい。	御指摘の点に関し、本条は、漏えいされた情報であること等を通常人の注意義務に照らして知り得るべき状況の下において、個人情報の保護に関する法律第23条により必要とされる同意を得ずに本人以外の者から個人情報を取得することを行うべきでないことを定めています。
177	第7条	「第三者から個人情報を取得するに際しては、本人の利益の不当な侵害を行ってはならず」とあるが、利益の不当な侵害という表現が不明確であるため、明確にして頂きたいと考えます。たとえば、行方不明となった債務者の所在調査をしていたところ、親族(本人からみれば第三者)より住所及び電話番号を教えて頂くこともあります。このような場合、債務から逃れようとする本人からみれば「利益の不当な侵害を受けた」と主張される場合も考えられます。	ガイドライン第7条は、二次的な個人情報取得においても不正の手段による個人情報の取得に加担等することにより本人の利益の「不当な」侵害を行ってはならないという趣旨を示すものです。
178	第7条	条文に「事業者は、第三者の個人情報を入手する為に、優越的な取引関係にある者を利用してはならない。」とキチンと銘記すべきである。	ガイドライン第7条は、二次的な個人情報取得においても不正の手段による個人情報の取得に加担等することにより本人の利益の「不当な」侵害を行ってはならないという趣旨を示すものです。

番号	条文	質問の概要	回答
179	第8条	<p>金融機関の支店の窓口などで、利用目的を書面で明示し同意を求めることを必須とした場合には、お客様の待ち時間が長くなることが懸念されます。これまでの金融業界の横並び的な体質から考えると、一斉に上記のような手続きが追加され、お客様にとっても煩わしさが増し、結果としてお客様のためという個人情報保護に関する法律の趣旨に反することもなりかねないのではと考えます。この点も考慮して、本当に同意取得が必要な場合と、そうでない場合の具体的な例示があると分かりやすい。</p>	<p>「個人情報の保護に関する基本方針」に基づき、金融分野の個人情報の特性に対応した格別の措置を定める必要があることから、本ガイドラインにおいては、与信事業に際しては、与信審査にあたって個人情報を取得する利用目的に本人が意見を表明し難いこと等にかんがみ、事業者に対して利用目的について本人の同意を求める努力措置を定めるものです。</p>
180	第8条	<p>与信事業に際しての利用目的の同意取得は、必要性が不明確であり、金融機関に混乱と負担を生じる。</p>	<p>「個人情報の保護に関する基本方針」に基づき、金融分野の個人情報の特性に対応した格別の措置を定める必要があることから、本ガイドラインにおいては、与信事業に際しては、与信審査にあたって個人情報を取得する利用目的に本人が意見を表明し難いこと等にかんがみ、事業者に対して利用目的について本人の同意を求める努力措置を定めるものです。</p>
181	第8条	<p>個人情報の利用については本人へ交付する書類での「本人への通知」や店頭掲示文書等での「提示による公表」で同意が得られたと考えてよいのか。また、同意の捺印は、必要か？</p>	<p>個人情報の保護に関する法律は、第18条に基づき、利用目的の通知又は公表を事業者に義務付けているが、本ガイドラインは、与信事業に際して利用目的の同意を取得することを努力措置として事業者に求めています(第3条第3項、第8条第2項)。なお、同意については、本人の同意意思が明確に反映できる方法によるべきであり、捺印は一つの方法と解されます。</p>
182	第8条	<p>法18条4項4号にいう「取得の状況から見て利用目的が明らかであると認められる場合」とは、一般個人の観点から容易に想定できる利用目的であると解される。したがって、保険申込書により得た個人情報を保険引受、契約管理、満期案内、損害調査に利用する場合、保険金請求書類により得た個人情報を損害調査、保険金支払履歴管理等に利用する場合は、この「取得の状況から見て利用目的が明らかであると認められる場合」に該当すると考える。</p>	<p>個人情報の保護に関する法律第18条第4項第4号は、個人情報が取得される状況から見て利用目的が自明であり、本人にとって権利利益の侵害を防止するため、あえてその利用目的を確認する必要性が認められない場合と解されています。御指摘のみでは、取得状況が不明確であり、取得される個人情報の内容及び利用態様が同号に該当するか否か判断することは困難です。</p>

番号	条文	質問の概要	回答
183	第8条	第8条第3項において、「取得の状況から見て利用目的が明らかであると見とめられる場合」として、事業者が無人契約機を介して個人の画像データを取得する場合を追加例として記載すべき。	御指摘の場合において、画像データの利用目的が、本人の確認であるのか、防犯上の理由であるのか、又は契約審査によるものかについて、判断し難いため、例示は困難と考えます。
184	第8条	第8条「取得に際しての利用目的の通知等」における通知方法は「原則として、書面によることとする」とする考え方に賛成である。	原案を維持することといたしました。
185	第8条	「通知」の方法については、原則として書面によることとする」との記載がされていますが、法にあるように(電子的方式、磁気的方式、その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む)との補足説明を記載することが必要と考えます。	第4条の「書面」に続くカッコ書き内に「以下、同様とする」とあり、「電子的方式、磁気的方式その他を人の知覚によっては認識することができない方式で作られる方式を含む」は、第8条の「書面」にも該当します。
186	第8条	利用目的の通知又は公表は、本人と個人情報取扱事業者との関係に応じて、それぞれ異なる方法によることとして良いか。たとえば、従業員に対する通知・公表の方法と、顧客に対する通知・公表の方法は、異なるものであっても構わないか。	個人情報の保護に関する法律第36条第1項第1号に基づき、雇用管理における個人情報の取扱いについては、「雇用管理に関する個人情報の適正な取扱いを確保するための事業者が講ずべき措置に関する指針(平成16年厚生労働省告示第259号)」によることとなります。
187	第8条	電話で取引を行う場合には、電話音声ガイドで個人情報の利用目的を説明する専用のフリーダイヤルを設ける措置を講じていれば、その事業の態様に応じた適切な方法となると考えるが、そう解してよいかどうか。	御指摘の取引の場合には、御指摘の通りです。
188	第8条	電話で取引を行う顧客に対する個人情報の利用目的について、ホームページ上及び店頭に掲示又は備付けにより公表する措置を講じていれば、「事業の態様に応じた適切な方法」を採っているものとするが、そう解してよいかどうか。	「公表」は、国民一般もしくは一定地域の住民又は不特定多数の人々が知ることのできるよう公表するものと解され、一般的には御指摘の通りですが、電話専業の事業においては電話での公表が必要と考えられます。
189	第8条	第2項の2行目に記載されている「契約書その他の書面」には、預金、出資金等の申込書等も含まれるのか。	個人情報の保護に関する法律第18条第2項における「契約書その他の書面」と同一の定義の下に本ガイドラインは適用され、返信用ハガキ、アンケート調査用紙等が該当するものと解されます。

番号	条文	質問の概要	回答
190	第8条	第4条同様に確認欄を設ける努力措置より、他の契約条項に関する同意とは別に同意を取得することが望ましいとすべきと考えます。	本条第2項の利用目的の同意の取得は、ガイドライン第4条を踏まえ、適切に行われることが望まれます。
191	第8条	取得に際しての利用目的の通知は、適当な状況において事後に行われることを認めるべきであり、第8条第2項は契約書等による個人情報取得前に利用目的を通知する必要がないと修正されるべきである。	ガイドライン第8条第2項における利用目的通知の時期に関する規定(同項第1文)は、個人情報の保護に関する法律第18条第2項の規定と同一であり、ガイドラインは同法に基づくものであるため規定を変更することはできません。コメントにおける具体的例示が法第18条第2項に反するか否かは、同法の解釈に係る問題と考えられます。
192	第8条	例示として、「保有個人データに関する開示、訂正等及び利用停止等の請求に対して、請求者が提供した氏名、生年月日、電話番号等に関する情報を、請求された保有個人データの検索のみに利用する場合」を追加していただきたい。	御指摘の場合は、第8条第3項にいう「取得の状況から見て利用目的が明らかであると認められる場合」に該当するものと解されます。
193	第8条	貯蓄運動において利用者の口座振替等の契約状況を整理し、未利用契約の推進を行っているがこれらは利用における「自明の目的」と見なされるか。	ガイドライン第8条第3項は、「取得の状況から見て利用目的が明らかであると認められる場合」の規定であり、御指摘では「取得の状況」が把握できず、御答えすることは困難です。
194	第8条	契約締結に際して、契約相手の法人顧客の担当者と名刺交換をするごとに、書面により利用目的を明示することは現実的でない。	御指摘の名刺交換の場合は、法第18条第4項第4号において、「取得の状況から見て利用目的が明らかであると認められる場合」に該当し、利用目的の明示は不要であると解されます。
195	第8条	個人情報の取得に際しての利用目的の通知は、利用方法が暗黙に理解される場合を除く等通知要件を明確にすることが必要であるとともに、通知時期は、本人の取引完了時まで柔軟に取り扱われるべきである。	個人情報の保護に関する法律は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、その利用目的を速やかに通知又は公表することを求めており、本ガイドラインは同法に基づき通知を求めめるものです。通知の時期は、同法に基づき、個人情報の取得時から速やかに行うことが求められており、ガイドライン第8条第2項に定める本人の同意も、契約書等による個人情報を取得する際に求められるものです。

番号	条文	質問の概要	回答
196	第8条	<p>法人と契約を締結することに伴って、法人代表者の個人情報が記載された契約書等の書面を取得する場合は、「本人との間で、契約を締結すること」に該当せず、本項の適用はないと考えてよいか。</p>	<p>「法人と契約を締結することに伴って、法人代表者の個人情報が記載された契約書等の書面を取得する場合」であっても、個人情報の保護に関する法律第18条第2項の「その他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合」に該当しますが、当該契約の履行等合理的な範囲内で当該代表者の個人情報が利用される場合には、同法第18条第4項第4号「取得の状況からみて利用目的が明らかである」場合に該当するものと解されており、本ガイドラインは、同法に基づくものであることから、同様の解釈が適用されます。</p>
197	第8条	<p>今後本人通知を明確化するために、貯金の新規申込書(オンライン指示書)等の各種依頼書類への情報利用の文言付加(様式変更)が必要か。</p>	<p>個人情報の保護に関する法律が施行されるに当たり、事業者においては本ガイドラインに基づく利用目的の明示を行う必要があります。</p>
198	第8条	<p>証券化スキームにおける受託者は債権譲渡手続を通じて「個人情報取扱事業者」になり、当該個人情報の利用目的は様々な法律(例えば、信託業法やSPC法等)によって規制されている契約書等(信託契約等)において厳格に規定されている。このことにより個人情報の利用目的を公表したとみなされないのか。</p>	<p>個人情報の保護に関する法律は、個人情報を取得した場合、同法に基づき利用目的を通知又は公表することを事業者に義務づけており、同法第18条第4項に定める場合のみ、その義務は課せられません。本ガイドラインは、同法に基づき適用されます。</p>
199	第8条	<p>取得に際しての利用目的の通知等に関し、通知の方法について原則として書面によることとされている点には賛成。他方、「与信事業においては(中略)利用目的について本人の同意を得ることが望ましい」とあるが、「同意を得る」とすべき。</p>	<p>御指摘の後段は、第4条と整合性を持たせる記載となっております。原案を維持することといたしました。</p>

番号	条文	質問の概要	回答
200	第9条	金融分野における個人情報取扱事業者は、顧客等に対し定期的に個人データの内容の確認を求める必要があるのか。法人顧客の担当者の個人データについてもそのような確認を行う必要があるのか。もし必要があるとした場合に、どのような頻度で確認を行っていけば良いのか。	事業者は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データの正確性及び最新性に努めるものであり、各事業者において適切な手法によることが求められます。個人情報の保護に関する法律第19条における個人データの正確化・最新化の頻度は、その利用目的との関係でおのずと定まるものと解され、誤り等を発見した場合の訂正、一定期間ごとの更新等が必要と解されています。
201	第9条	「個人データの保存期間を定め、当該期間経過後の保有個人データを消去することとする。」とあるが、期間の定めが具体的にあるのか。 (同意見他1件)	保有する個人データごとに各事業者が利用目的に応じて保存期間を定めることが求められるものです。
202	第9条	当該期間経過後の保有個人データを消去することとあるが、データの内容によっては長期にわたる場合も想定されるのでその判断基準について提示してほしい。	保有する個人データごとに各事業者が利用目的に応じて保存期間を定めることが求められるものであり、保有期間について事業者の側で合理的な説明が必要となります。
203	第9条	本ガイドラインは、いったん利用目的が達成されたら情報を破棄しなければならないと定めているが、データの完全な破棄又は削除が事実上不可能であるため、技術的に実現できず、事業者がデータを抑制し、又は積極的な活用から除外し、又は可能な箇所すべてからデータを削除できるということに止めるべき。	個人情報の保護に関する法律第2条第5項において、「消去」の一般的に求められる程度は、通常の方法によっては当該データを復旧できない状態とすれば足り、必ずしもハードディスク等の記録媒体を物理的に破壊することまで求められるものではないと解されていることから、本ガイドライン第9条の「消去」も、同法の当該解釈に基づき適用されるものです。
204	第9条	現在使用中のデータベースからは消去可能としてもバックアップ等で保存してある過去のデータベースも削除の対象となるのか。	個人情報の保護に関する法律第2条第5項において、「消去」の一般的に求められる程度は、通常の方法によっては当該データを復旧することができない状態とすることと解されており、本ガイドラインにおいても同法の当該解釈に基づき、バックアップ等で保存してある過去のデータベースも、「消去」の対象と考えられます。

番号	条文	質問の概要	回答
205	第9条	所轄法令に規定される保存期間経過後のデータ消去について、保存期間を定めなければならないとあるが、保存期間を永久とすることも可能として頂きたい。	保有する個人データごとに各事業者が利用目的に応じて保存期間を定めることが求められるものであり、保有期間について事業者の側で合理的な説明が必要となります。
206	第9条	法人顧客との取引においては、相手先企業の配置転換や退職等の情報を終始入手しない限り、個人データの正確性及び最新性を確保するのは限界があるのではないか。相手方企業の担当者より、変更の通知を受けた場合においてのみ、個人データの変更を行うということによいか。	個人情報の保護に関する法律第19条における個人データの正確化・最新化の頻度は、その利用目的との関係でおのずと定まるものと解され、誤り等を発見した場合の訂正、一定期間ごとの更新等が必要と解されています。御指摘の取引については、本ガイドラインの適用は同法の当該解釈に基づくものとなります。
207	第9条 (第16条)	貸付契約が終了した後の当該データの保存期間中においては、「利用目的」は達成されているとして、個人データのアップデートを不要としていただきたい。	個人情報の保護に関する法律第19条における個人データの正確化・最新化の頻度については、その利用目的との関係でおのずと定まるものであると解され、本ガイドラインの適用においても、同法の当該解釈によるものです。御指摘の場合、利用目的に基づき過去の一定時点の事実に関する情報が必要となる場合等においては、アップデートが必要と考えられます。
208	第9条	本ガイドラインは、いったん利用目的が達成されたら情報を破棄しなければならないと定めているが、データの完全な破棄又は削除が事実上不可能であるため、技術的に実現できず、事業者がデータを抑制し、又は積極的な活用から除外し、又は可能な箇所すべてからデータを削除できるということに止めるべき。	個人情報の保護に関する法律第2条第5項において、「消去」の一般的に求められる程度は、通常の方法によっては当該データを復旧できない状態とすれば足り、必ずしもハードディスク等の記録媒体を物理的に破壊することまで求められるものではないと解されていることから、本ガイドライン第9条の「消去」も、同法の当該解釈に基づき適用されるものです。
209	第9条	ガイドライン第9条の適用に際しては、特定の利用目的に基づく保持の要件だけを配慮するのではなく、将来の妥当な必要性についても配慮すべきである。	保有する個人データの利用目的において、将来の必要性が認められる場合においては、対応した保存期間を定めることとなるものと考えられます。

番号	条文	質問の概要	回答
210	第9条	個人データを破棄又は削除すれば事業者が適用される法律に違反することになる場合は、ガイドライン第9条に関し、破棄又は削除が行われるべきではないとすべき。	ガイドライン第9条は、法令等に基づく保存期間の定めがある場合には、当該法令等に基づく保存期間によることとしています。
211	第9条	第9条に基づき、個人情報取扱事業者が法律に従って個人情報を本人から受け取ったが、かかる情報が申込書により本人から受け取った情報に反する場合における事業者の適切な対応を明確にすべき。	個人情報の保護に関する法律第19条に基づき、事業者は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確な内容に保つことを求められており、取得に際して特定した利用目的の達成に必要な場合には、修正等により正確な内容に保つことを求められると解されます。ガイドライン第9条は、同法の当該解釈に基づき適用されます。
212	第9条	第9条に関し、同一の情報を異なる目的のため保管することを不要とすべきであり、また、事業者は利用目的ではなく、情報の種類によってその保有を決定できることとするべき。	個人情報の保護に関する法律第19条に基づき、事業者は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを最新かつ正確な内容に保つことを求められていることから、ガイドライン第9条は、利用目的に応じ保存すべきことを定めているものであり、同条は、同法の当該解釈に基づき適用されるものです。
213	第9条	現在、保険や証券などの銀行での窓口販売が進められようとしている中で、たとえば保険商品のように契約が長期にわたり、当初の個人情報が告知義務違反に問われるような場合、また、投資信託商品との関連で、「適合性の原則」が問われる場合には、個人データを正確かつ最新の内容に保つ責務はどこが負うことになるのか。いっそうの検討が必要である。	他の事業者から提供された金融商品、サービスを事業者が販売する形態においては、例えば代理店のように個人情報の管理に関する委託を受けている場合を除き、自ら顧客帳簿等のガイドライン第2条第4項に定める個人データを管理している事業者は、当該個人データを正確かつ最新の内容に保つよう努めなければならないものです。
214	第9条	データ内容の正確性の確保において「保存期間については契約終了後一定期間内とする等、」とありますが、可能な限り速やかに消去すべき	御指摘の記載は、契約終了後において、事業者が利用目的上不要な個人データを保有することを許容する趣旨ではありません。契約終了後即時に消去する場合のほか、本人からの契約履行内容の開示・訂正等の求めに応じる等の利用目的により必要な期間保存すること等も本ガイドライン上は認められることを意味します。

番号	条文	質問の概要	回答
215	第10条	<p>今後策定する安全管理措置に関するガイドラインについては、職場第一線における情報の取扱事態を十分にふまえた内容とし、他分野と比較して著しく過剰なものとならないようにしていただきたい。</p>	<p>金融分野における個人情報の取扱いの実態を踏まえつつ、ガイドラインで定められた安全管理措置等の内容を定める「金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置についての実務指針(案)」について、意見募集を行いました。</p>
216	第10条	<p>安全管理措置の中に、経済産業省のガイドラインなどに含まれている「物理的安全管理措置」が含まれていませんが、これは別途公表されるものと考えてよろしいのでしょうか。その場合は、公表時期を教えてください。</p>	<p>経済産業分野のガイドラインにおいて、「物理的安全管理措置」として定められている「入退館(室)管理の実施、盗難等の防止、機器・装置等の物理的な保護」については、当庁のガイドラインにおいては、「組織的安全管理措置」、「技術的安全管理措置」の観点で整理し、それぞれ(「組織」と「技術」)の安全管理措置に規定しております。</p>
217	第10条	<p>安全管理措置は、個人情報取扱事業者にとってきわめて重要なものとするが、目的達成のための具体的な措置及び内容は、個々の事業者の規模や業務の内容等により異なると考えられ、別冊の細目を定められる場合には、画一的なものとならないよう配慮願いたい。</p>	<p>金融分野における個人情報の取扱いの実態を踏まえつつ、ガイドラインで定められた安全管理措置等の内容を定める「金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置についての実務指針(案)」について意見募集を行いました。</p> <p>なお、当該実務指針においては、事業者における個人データの安全管理に必要なかつ適切な内容が各事業者における規程等や運用体制の整備に盛り込まれることを必要としています。その具体的な対応方法については各事業者の自主的取組みを求めるものです。</p>
218	第10条	<p>個人情報保護を十分に図っていくという前提の中で、安全管理措置等についての実務指針の検討にあたっては、生命保険営業特有の事情も踏まえ、必要以上に営業現場を萎縮させる過剰規制とならぬようお願いしたい。</p>	<p>金融分野における個人情報の取扱いの実態を踏まえつつ、ガイドラインで定められた安全管理措置等の内容を定める「金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置についての実務指針(案)」の意見募集を行いました。</p> <p>なお、当該実務指針においては、事業者における個人データの安全管理に必要なかつ適切な内容が各事業者における規程等や運用体制の整備に盛り込まれることを必要としています。その具体的な対応方法については各事業者の自主的取組みを求めるものです。</p>

番号	条文	質問の概要	回答
219	第10条	本ガイドラインが定める安全管理措置は、基本的事項についての規定であり、かつ具体的で詳細な安全義務を含まないものであるべきであり、今後検討される安全管理措置の内容は、「最善の慣行」基準として法令上の義務を負わないとすべき。	意見募集を行った「金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置についての実務指針(案)」については、個人情報の保護に関する法律第20条の解釈に係る内容であるか、個人情報の保護に関する基本指針の定める「格別の措置」に該当するかは、個々の規定の内容ごとに位置付けられるものとなります。
220	第10条	第10条第6項第4号の、事業者が、「個人データの取扱い状況を確認できる手段の整備」等の具体的な内容を示すべき。また、第10条第6項第1号により、本ガイドラインは、事業者の各部署に個人データ管理の担当者を任命することを求めるのか、それとも、一人の個人が全体にわたって個人データの管理を担当するという意味か。	第10条に定める安全管理措置の内容については、「金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置についての実務指針(案)」の意見募集を行いました。
221	第10条 第11条 第12条	「第10条 安全管理措置」、「11条 従業員の監督」、「12条 委託先の監督」については、罰則が及ばなければ実効性は期待できないのではないかと。	第10、11、12条の安全管理措置等に違反した場合には、個人情報の保護に関する法律第34条に基づき、主務大臣は「勧告及び命令」を行い、命令に違反した場合には同法第56条及び第58条により罰則に処せられることとなっております。
222	第10条 第11条 第12条	安全管理措置全般の要否について検討する必要があるのではないかと。 (同意見他1件)	第10、11、12条の安全管理措置等については、各管理段階毎の管理手続きを含め、各事業者における規程等や運用体制の整備に盛り込む内容を定めること等により、個人データの漏えい、滅失又はき損の防止についての実効性を高めることが必要と考えており、「金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置についての実務指針(案)」の意見募集を行いました。
223	第10条	安全管理措置の別冊の内容・範囲はどのようなものになるのでしょうか。また、本資料の公表はいつ頃になるのでしょうか。	「金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置についての実務指針(案)」の意見募集で寄せられた御意見を踏まえて公表にむけて検討してまいります。

番号	条文	質問の概要	回答
224	第10条	個人データの管理の全般が電子情報処理システムで行われているときと、そうでないときの「技術的安全管理措置」は、別途に定めるべきではないか。	事業者の個人データの管理及び管理に関する業務について、全く電子情報処理システムが用いられていない場合には、技術的安全管理措置は適用されません。 他方、安全管理措置としては、技術的安全管理措置と組織的安全管理措置及び人的安全管理措置は有機的に結びついているものであることから、ガイドラインにおいて包括的に規定するものです。
225	第10条	安全管理のための方針と手続きは技術変革に対応できるよう十分な柔軟性を持たせることが重要であり、広範な目的の下においてセキュリティ方針と手続きの設定を義務付けるべきである。	安全管理措置については、個人データの漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人データの安全管理を目的とし、技術革新等に対応したものとなるよう、ガイドラインにおいて基本方針・取扱規程等の整備及び実施体制を定めており、本ガイドライン及び意見募集を行った「金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置についての実務指針(案)」に基づき、事業者等の自主的なルール策定及び措置の実施等が期待されます。なお、当該実務指針については、技術革新に対応した見直しを行うよう検討してまいります。
226	第10条	「非開示契約」とはどのようなものを指すのでしょうか。	「非開示契約」とは、「従業員及びその職を退いた者がその業務に関して知り得た個人データを第三者に知らせ、又は利用目的外に使用しないことについての契約」を指しています。
227	第10条	従業員には派遣職員も含むと第11条2項に定められていますが、雇用関係のない派遣職員と、同条に定める契約を締結することはできないのではないのでしょうか。	第10条第3項は、従業員及びその職を退いた者がその業務に関して知り得た個人データを第三者に知らせ、又は利用目的外に使用しないことを約したことを文書により確認できる手段の整備を求めているものであり、雇用契約以外にも、誓約書や念書などの形態でも本要件を満たしていることから、「非開示契約の締結等」と記述を修正致しました。

番号	条文	質問の概要	回答
228	第10条	第10条第5項(1)①および第12条第3項①の「安全管理に係る基本方針」と第23条の「個人情報保護宣言」はそれぞれ別に策定しなければならないのでしょうか。安全管理に関する事項を含めた形で「個人情報保護宣言」を策定し、公表すれば、「安全管理に係る基本方針」は整備・策定しているものと考えてよいのでしょうか。	御指摘のように、安全管理に関する事項を含めた形で「個人情報保護宣言」を策定し、公表すれば、「安全管理に係る基本方針」は整備・策定しているものと考えられます。
229	第10条	ガイドライン第10条第5項(2)では、各管理段階における安全管理規程に係る取扱規程の整備が求められているが、実務では各管理段階において外部に委託する場合があります。こうしたケースでは委託業者側の社内規程等の縛りもあり、資料等(委託先の取扱規程等)が100%揃わない状態もあります。このため、安全管理に係る取扱規程の整備状況については、こうした点への配慮が必要なのではないか。	本ガイドラインに基づき、個人情報取扱事業者は自ら各管理段階における安全管理に係る取扱規程を整備する必要があり、取扱規程の整備に際して、各管理段階毎の取扱を委託している場合、委託先からの内容聴取等により、自ら策定することとなります。
230	第10条	特定の者との間で個人データを共同利用する場合において、一人又は同一の複数の者が、共同利用する者全部の個人データ管理責任者となることができるか。	「個人データの管理責任者の設置」として、各個人情報取得事業者ごとに個人データの安全管理に関する責任者を選任することが求められます。
231	第10条 第11条 第12条	第6項の(人的安全管理措置)の「①従業者との個人データの非開示契約の締結」とは、どのようなものを指すのでしょうか。	「非開示契約」とは、「従業者及びその職を退いた者がその業務に関して知り得た個人データを第三者に知らせ、又は利用目的外に使用しないことについての契約」を指しています。

番号	条文	質問の概要	回答
232	第11条	11条記載の「従業者」の定義が不明確又は広範囲であり、12条との相違点がよくわからない。11条2項記載の「個人情報取扱事業者の組織内において」を「個人情報取扱事業者の本店、支店、営業所その他の事業所内において」に変更し、11条と12条との違いを明確化するべきではないか。	第11条の「従業者」は個人情報取扱事業者の組織内において直接又は間接に事業者の指揮監督を受けて事業者の業務に従事している者であり、第12条の「委託」は、事業者の他の者に対する「個人データの取扱いの全部又は一部の委託」であり、異なるものです。
233	第11条	個人情報取扱事業者と従業員との契約を「採用時等および一定期間毎」に締結するとされているが、従業者の取扱情報範囲が変更された場合などに改めて確認を行うことが必要という趣旨であれば、採用時等の「等」で読むことができ、「一定期間毎」については不要ではないか。	御指摘を踏まえ、趣旨を明確にするため、「採用時及び一定期間毎」を「採用時等」と修正致しました。
234	第11条	「一定期間毎の」締結は実効性に疑問が残る。	御指摘を踏まえ、趣旨を明確にするため、「採用時及び一定期間毎」を「採用時等」と修正致しました。
235	第11条	第11条第3項第1号は、現存の従業者にのみ適用されるのか、それとも契約の範囲が退職した従業者に及ぶものでなければならぬと示唆しているのかを、明確にされたい。	本ガイドライン第11条第3項第1号は、従業者について、その職を退いた後においても業務に関して知り得た個人データを第三者に知らせ又は利用目的外に使用しないことの契約等を採用時等に締結することを求めるものであり、その趣旨が明らかとなるよう同号を修正いたしました。
236	第11条	本ガイドラインでは、従業者との個別の雇用契約において、個人データを利用目的以外のいかなる理由でも個人情報を第三者と共有しないようにすることの契約の締結を強制することは非現実的である。既存の従業者について、従業者が契約に署名することを拒否した場合、署名の拒否を理由として雇用を終了させることができるのか。事業者がこのような義務を自身の就業規則に記載することによって当該条項を満たすこととすべき。	本ガイドライン第11条第3項第1号は、個人データの漏えい等を防止するため、従業者との間において非開示契約等の締結を求めるものであり、契約という形態の他、誓約書、念書等の従業者の個人データ非開示の合意が明示されるものも認められ、趣旨が明確になるよう記述を修正いたしました。なお、ガイドラインの趣旨は契約拒否者の解雇を求めるものではなく、従業者のうち個人データの取扱者は非開示契約等に合意することを求めるものです。また、就業規則においては個人データの目的外使用禁止及び従業者の権限と責務等を定め、個人データの漏えい等防止の措置を行うことが求められます。

番号	条文	質問の概要	回答
237	第11条	金融機関を退職又は辞職した者である従前の従業者に関しては、事業者は、ほとんど支配力を有していないため、本ガイドラインは、これがすでに退職又は辞職した従業者には適用されないと明確にするべきです。	本ガイドライン第11条第3項第1号は、従業者について、その職を退いた後においても業務に関して知り得た個人データを第三者に知らせ又は利用目的外に使用しないことの契約等を採用時等に締結することを求めるものであり、その趣旨が明らかとなるよう同号を修正いたしました。
238	第11条	「その職を退いた者」とは、退職後においても在職中に担当した業務で知り得た個人データに関して守秘義務を負うということを在職者と契約するという趣旨に解釈してよろしいでしょうか。仮に、退職者も含むとした場合、退職者についてまで定期的な契約の締結することは実務上不可能です。	本ガイドライン第11条第3項第1号は、従業者について、その職を退いた後においても業務に関して知り得た個人データを第三者に知らせ又は利用目的外に使用しないことの契約等を採用時等に締結することを求めるものであり、その趣旨が明らかとなるよう同号を修正いたしました。
239	第11条	第3項①号に「従業者及びその職を退いた者がその業務に関して知り得た個人データを第三者に知らせ、又は利用目的外に使用しないことについての契約を採用時等及び一定期間毎に締結すること。」とあるが、「その職を退いた者」について具体的にどのような対応が求められるのかについて確認したい。	本ガイドライン第11条第3項第1号は、従業者について、その職を退いた後においても業務に関して知り得た個人データを第三者に知らせ又は利用目的外に使用しないことの契約等を採用時等に締結することを求めるものであり、その趣旨が明らかとなるよう同号を修正いたしました。
240	第11条	退職者に対しては退職時の手続の一環として、無期限の個人情報守秘契約を締結することが現実的な措置ではないか。	本ガイドライン第11条第3項第1号は、従業者について、その職を退いた後においても業務に関して知り得た個人データを第三者に知らせ又は利用目的外に使用しないことの契約等を採用時等に締結することを求めるものであり、その趣旨が明らかとなるよう同号を修正いたしました。

番号	条文	質問の概要	回答
241	第11条	本ガイドラインにより適用される従業者の監督措置は、高レベルであり、かつ具体的に詳細な安全義務を含まないものであるべきです。従業者に対する措置の内容は「最善の慣行」とし、厚労省ガイドラインと一致すべき。	本ガイドライン第11条は従業者に対する監督の基本的事項を定めており、意見募集を行った「金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置についての実務指針(案)」が、個人情報の保護に関する法律第21条の解釈に係る内容であるか、個人情報の保護に関する基本指針の定める「格別の措置」に該当するかは、個々の内容ごとに位置付けられるものとなります。なお、本ガイドラインに定める従業者の監督は、厚生労働省の定める雇用管理としての従業者の監督ではなく、事業者の従業員として本人から取得した情報の取扱い等を行う場合に関するものです。
242	第11条	第11条は法第21条から解釈をされる従業者の範囲を大きく広げており、雇用関係にないものまで管理・監督することは無理であることから、本条を削除することを検討する必要があるのではないかと。	本条は、個人情報の保護に関する法律第21条における「従業者」の定義に基づき規定されております。
243	第11条	安全管理措置は「講ずることが望ましい」とあるが、全項目望ましいレベルと考えてよいか。例えば、システムの対応として、対応必須の事項はあるのか。	安全管理措置等については、第10条第1項、同条第5項、同条第6項、第11条第1項、同条第3項、第12条第1項、同条第3項が義務規程(対応必須)となります。なお、趣旨を明確にするため、第11条第3項本文文末を「行わなければならない」と記述を修正いたしました。
244	第11条	就業規則において「従業員による個人情報の漏えいが禁止事項であること」及び「それらの違反は就業規則上の懲罰の対象となること」を規定すれば、「従業者との非開示契約の締結」により別途契約書を作成することを要求する必要はないのではないかと。	就業規則において個人データの目的外利用禁止及び従業者の管理義務等を定めることは、個人データの漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人データの安全管理のために必要な措置と考えております。他方、一従業者の誤った取扱いによる個人データの漏えい等により、重大な被害等が発生し得るため、本ガイドラインでは、従業者との個人データ非開示契約など、従業者の認識を確認できる手段の整備を求めているものであり、誓約書や念書などの形態でも本要件を満たしていることから、「非開示契約の締結等」と記述を修正いたしました。

番号	条文	質問の概要	回答
245	<p><b>第11条</b> <b>第12条</b></p>	<p>従業者に対する監督は、監督・訓練の手順及び個人情報保護上の適切な対策の義務付けに限定すべきであり、委託者に対しても監督を義務付けるべきではない。</p>	<p>個人情報の保護に関する法律は、第21条において事業者は従業者に対する必要かつ適切な監督を行うことが義務付けられているとともに、第22条において事業者は委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならないと定められています。本ガイドラインは、同法を適用するにあたり、必要かつ適切な監督の内容を定めており、同法に基づき事業者が監督を行う義務があるものです。</p>

番号	条文	質問の概要	回答
246	第12条	信用金庫の外部委託先のほとんどは他の金融機関(大手銀行)であり、当該ガイドラインが要求している個人データの取扱いに関する対応等は、委託者である信用金庫側と委託先である他の金融機関とは同レベルにあると考えられる。したがって、信用金庫が他の金融機関へ個人データの取り扱いの全部又は一部を委託する場合には、契約書等に安全管理措置を盛り込むことは必要であるが、その後の安全管理措置の遵守状況の確認等については簡便な対応でもよいのではないか。	個人情報の保護に関する法律第22条において、「委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督」として、委託契約の内容の忠実な遵守の確認が必要と解されていることから、本ガイドラインも同法の当該解釈に基づき適用されることとなります。
247	第12条	個人情報取扱事業者が個人データの取扱いを委託する先が外国企業の場合において、当該委託先の監督に係る本ガイドラインの規定は適用されるのか。	個人情報の保護に関する法律は、仮に委託先が外国企業であっても、我が国における個人情報の取扱いを受託して行うものであれば、同法の適用対象と解され、本ガイドラインの規定も同法の当該解釈により適用されます。
248	第12条	この規定を遵守すべく、信用金庫が行うべき業界共同設立会社(例えば、各地域ごとに設立運営されている共同事務センター等)に対する委託先の確認の具体的手法の1つとして、委託元の中で選出した複数の信用金庫が代表して監督・確認を行うことで、他の信用金庫も同様に委託先の監督・確認したこととできるやり方を採用してもよいか。	個人情報の保護に関する法律第22条において、「委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督」として、個々の委託契約の内容の忠実な遵守の確認が必要と解されていることから、本ガイドラインも同法の当該解釈に基づき適用されます。
249	第12条	第3項に委託先選定基準の内容として「基本方針・取扱規程の策定等など」とあるが、委託先が自ら作成したものに限らず、委託者が作成・提供した上で、委託先に基本方針・取扱規程の遵守を義務付ける場合も基本方針・取扱規程の策定等に含まれるのか。	第12条第3項第1号に基づき、委託先が自らの取組みとして「組織体制の整備及び安全管理に係る基本方針・取扱規程の策定等など」を行う必要がありますが、雛型等を活用することを妨げるものではありません。
250	第12条	宅急便約款や運送約款など標準約款について、個人情報の保護に関する法律の求める委託先における安全管理措置や責任の明確化が図られるよう、行政レベルでの整理が必要ではないか。	個人情報保護に向けた各分野に共通する事項及び他分野の取組みに関し、金融分野の個人情報保護の実効性を図るため、個人情報の保護に関する法律主管当局の調整の下、関係省庁と連携しつつ、検討すべき事項がないかを引き続き検討してまいります。

番号	条文	質問の概要	回答
251	第12条	個人データの運送を宅配業者に委託する 場合においては、選定の対象となる事業者 数も限られており、事業者レベルでの委託 先における安全管理措置を確保していくこ とは困難な状況にある。このため、運送途 中での個人情報の紛失、盗難の未然防止 が徹底されるよう宅配業者に対する指導、 監督等についての行政レベルでの調整を お願いしたい。	御指摘の事案の所管省庁においても、所管分 野の個人情報保護に関するガイドラインが策 定されているところと承知しております。
252	第12条	「個人情報の取り扱いの全部又は一部の 委託」の定義を確認させて頂きたい。個人 データを含む書面、又は磁気テープ等の保 管を倉庫業者等に委託する場合には、個 人情報の取り扱いの全部又は一部を行わ せたことになるのか。	個人情報の保護に関する法律第22条におい て、「委託」とは委任契約、請負契約といった 契約の形態・種類を問わず、個人情報取扱事 業者が他の者に個人データの取扱いの全部 又は一部を行うよう依頼する契約の一切を含 むものと解されることから、「個人データを含む 書面、又は磁気テープ等についての保管とい う個人データの取扱いの依頼」は委託に含ま れると考えられます。本ガイドラインは、同法 の当該解釈に基づき適用されます。
253	第12条	金融機関等が個人データの取扱いを他に 委託する場合には、委託先との間で個人 データ管理のための措置を確保すれば足 り、委託先の従業員との間で守秘義務契約 を締結する必要はないと考えるが、そう解し てよいかどうか。	御指摘のとおりです。 但し、委託先企業と委託先における従業員と の間で個人データ非開示契約等が締結されて いることを委託先選定基準に盛り込むことが、 金融分野における個人情報保護に関するガイ ドライン第12条(委託先の監督)により別途求 められることとなります。
254	第12条	輸送中の紛失・盗難リスクを回避するた めには、宅急便等もシークレット便を利用する 等の対応をとることになりますが、一般の便 に比べ著しく割高な料金体系となっている ことから、金融業界・産業界全体で考える と、著しくコストを費やすことについてご考慮 いただきたい。	委託先の監督については、「委託先の選定基 準」及び「委託契約において盛り込むべき安全 管理措置に関する内容」を委託に関する規程 で定め、これに従った運用を求めているもの であり、御指摘の特定手法の利用を定めている ものではありません。
255	第12条	信用度、健全性についてベストのもので ない業者を選択することを可能とするような規 定の文言として欲しい。	委託先の監督等の各項目の内容を含む「金融 分野における個人情報保護に関するガイドラ インの安全管理措置についての実務指針 (案)」について意見募集を行いました。

番号	条文	質問の概要	回答
256	第12条	個人データの取扱を他の個人情報取扱事業者から委託された場合、当該個人データをそのまま受託者が利用することはできないが、委託作業の遂行の結果として得られた抽象的な情報、例えば個人を特定できる情報を排除した、被保険者の年代別の事故件数、損害率などの統計情報などを利用することは何ら制約を受けないと考えてよいか。	御指摘の形態が「個人データの目的外利用の禁止」に違反するものであれば認められません。
257	第12条	再委託先に対する監督・監査・報告徴収に関する権限については、実務的に委託先からブロックがかかることがあるため、経済産業省等関係官庁にはたらきかける等体制整備を図っていただきたい。	「個人情報の保護に関する基本方針」において「再委託される場合も含めて実効的な監督体制を確保することが重要である」と定められており、経済産業省を始めとする他省庁でも再委託の条件がガイドラインに記載されていると承知しております。
258	第12条	委託先内部の管理規程については徴求が難しいもの、または実務があることを踏まえた表現をしていただきたい(上記資料3の第10条第5項第2号)	「委託先の選定基準」については、委託先における安全管理に係る基本方針・取扱規程の策定などを定めることとしていますが、これは必ずしも当該基本方針・取扱規程を委託を行う事業者が取得することを求めているものではなく、委託先からの聴取等によりその適否を判断することを妨げるものではありません。
259	第12条	第12条第3項①②に規定されているような具体的な規定をすることは、ガイドラインの趣旨に反するのではないか？	金融分野における個人情報取扱事業者は、本ガイドラインに基づき、委託先の監督及び体制整備等を行う必要があります。なお、意見募集を行った「金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置についての実務指針(案)」において、個人データの安全管理に必要なかつ適切な内容として各事業者における規程等や運用体制の整備に盛り込まれることが必要となる事項を定めていますが、その具体的な対応方法については各事業者の自主的取組みを求めるものです。

番号	条文	質問の概要	回答
260	第13条	<p>合併・事業譲渡における個人情報の相手方への提供について、合併・事業譲渡の交渉段階であっても当事者間の合意並びに守秘義務契約の締結を前提に、相手先への個人情報の提供が第三者への提供とはならないと判断して差し支えないか。</p>	<p>御指摘の件が個人情報の保護に関する法律第23条第4項第2号に関して、合併や営業譲渡という「利用目的の達成に必要な範囲内で個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合」に該当する場合には、法第23条第4項第1号に基づき、第三者提供に該当しないものと整理できると解されることから、本ガイドラインは同法の当該解釈により適用されます。</p>
261	第13条	<p>債権譲渡に付随して譲渡人の譲受人に対する個人情報(債権譲渡を行うために必要な情報)の提供は事前に債務者たる本人の同意を得ないでなし得ることを明確にすべきである。</p>	<p>債権譲渡に付随して譲渡人から譲受人に対して当該債権の管理に必要な範囲において債務者及び保証人等に関する個人データが提供される場合には、個人情報保護法の解釈上、同法第23条により求められる第三者提供に関する本人の同意を事実上推定できるため、改めて明示的に本人の同意を得る必要はないものと解されており、本ガイドラインも同法に基づくものであることから、当該解釈に基づき適用されます。</p>
262	第13条	<p>証券化スキームにおける受託者(信託銀行)が委託者(オリジネーター)から債権譲渡を受けた結果、二次的に個人情報取扱事業者となった場合、当該債権の債務者に対してガイドライン上、どこまでの義務を負うのか。</p>	<p>債権譲渡に付随して譲渡人から譲受人に対して当該債権の管理に必要な範囲において債務者及び保証人等に関する個人データが提供される場合には、個人情報保護法の解釈上、同法第23条により求められる第三者提供に関する本人の同意を事実上推定できるため、改めて明示的に本人の同意を得る必要はないものと解されており、本ガイドラインも同法に基づくものであることから、当該解釈に基づき適用されます。</p>
263	第13条	<p>債権譲渡に伴い債務者の個人データを譲受人提供する場合、債務者の本人の同意が不要である旨、根拠とともに明らかにしてください。</p>	<p>債権譲渡に付随して譲渡人から譲受人に対して当該債権の管理に必要な範囲において債務者及び保証人等に関する個人データが提供される場合には、個人情報保護法の解釈上、同法第23条により求められる第三者提供に関する本人の同意を事実上推定できるため、改めて明示的に本人の同意を得る必要はないものと解されており、本ガイドラインも同法に基づくものであることから、当該解釈に基づき適用されます。</p>

番号	条文	質問の概要	回答
264	第13条	<p>貸付債権その他の債権を第三者へ債権譲渡するに先立ち、購入の意思を当該第三者が表明している場合に、情報開示先である当該第三者が銀行、証券会社、保険会社又はサービス並びにそれらの関連会社等の当局による監督下にある場合には、情報管理体制の整備に対するインセンティブが制度的に手当てされていると考えられる。また、民法上、債権譲渡が許されている以上、当該債権譲渡の際に当該第三者との間で適切な守秘義務契約を締結することにより、本人の同意がなくてもかかる情報開示が許されると解して問題ないか。あるいは、「財産の保護が必要な場合で、本人の同意を得ることが困難である場合」に該当するとして同意を不要と解することは可能か。</p>	<p>債権譲渡に付随して譲渡人から譲受人に対して当該債権の管理に必要な範囲において債務者及び保証人等に関する個人データが提供される場合には、個人情報保護法の解釈上、同法第23条により求められる第三者提供に関する本人の同意を事実上推定できるため、改めて明示的に本人の同意を得る必要はないものと解されています。</p> <p>また、債権の譲渡に関連して行われるいわゆるデューデリジエンスや譲受人の選定等、当然必要な準備行為についても、当該債権の管理に必要な範囲に含まれる場合には、同意の事実上の推定が及ぶものと解されています。</p> <p>本ガイドラインも同法に基づくものであることから、当該解釈に基づき適用されます。</p>

番号	条文	質問の概要	回答
265	第13条	債権譲渡(証券化を含む)や信用リスクのヘッジを目的としたプロテクションの購入等において、個別の債務者や保証人から同意を取得する必要がないと考えてよいか。	債権譲渡に付随して譲渡人から譲受人に対して当該債権の管理に必要な範囲において債務者及び保証人等に関する個人データが提供される場合には、個人情報保護法の解釈上、同法第23条により求められる第三者提供に関する本人の同意を事実上推定できるため、改めて明示的に本人の同意を得る必要はないものと解されており、本ガイドラインも同法に基づくものであることから、当該解釈に基づき適用されます。
266	第13条	保証人等からの代位弁済および債権回収業者等への債権譲渡等、債権の移転に伴う個人情報の第三者提供について、同意の取得方法と提供可能な情報の範囲を明確にして欲しい。	債権が譲渡されることに付随して譲渡人から譲受人に対して当該債権の管理に必要な範囲において債務者及び保証人等に関する個人データが提供される場合には、個人情報保護法の解釈上、同法第23条により求められる第三者提供に関する本人の同意を事実上推定できるため、改めて明示的に本人の同意を得る必要はないものと解されており、本ガイドラインも同法に基づくものであることから、当該解釈に基づき適用されます。
267	第13条	ガイドラインに定める「法令」の範囲、および法律に付随する「事務ガイドライン」の位置付けについて示していただきたい。	本ガイドライン第13条に規定される「法令」については、個人情報の保護に関する法律第23条第1項第1号の「法令」と同義であり、事務ガイドラインは「法令」に含まれません。
268	第13条	ガイドラインにおいて、個人情報の保護に関する法律の第三者に該当しない者について記載すべき。	ガイドライン第13条第6項として、個人情報の保護に関する法律第23条第4項各号に定める場合に当該個人データの提供を受ける者は、第三者に該当しないことを記載いたしました。
269	第13条	クロス・マーケティング目的のためのデータの共有は、第三者の定義又は第三者同意要件の免除のいずれかによりオプトアウト同意の使用により行うことができると明示すべき。	オプトアウトの適用は、個人情報の保護に関する法律第23条第2項に定める要件に該当し、ガイドライン第13条第4項に基づく場合には、認められるものです。

番号	条文	質問の概要	回答
270	第13条	<p>第三者提供の同意に関し、銀行又は団体との共有、支払いの取立て等を担当する者、再保険会社等一定の種類第三者に際しては、同意要件を解除すべきである。</p>	<p>個人情報の保護に関する法律は、第23条において、同条第1項各号、第4項各号に該当する場合を除き、第三者への提供について同意を要することとしており、本ガイドラインは同法に基づくものであるため、同法に定めのある場合に該当するものを除き、第三者への提供は本人の同意を要します。なお、ガイドライン第13条第5項に定める場合を除き、同法第23条第2項のオプトアウトを適用することができます。</p>
271	第13条	<p>第13条第4項及び第13条第6項に関しては、「本人が容易に知り得る状態」に置くために、第三者又は共同利用者の商号又はホームページ・アドレスを開示すれば十分であるか。第三者と共同利用者を別個に記載する必要はあるか。</p>	<p>個人情報の保護に関する法律第23条第2項は、同項各号に定める事項を「本人が知り得る状態」に置くことを定めているものであり、ガイドライン第13条第4項は、その旨を規定しています。                      ガイドライン第13条旧第6項(現第7項)は、同法第23条第4項第3号に基づく情報を「本人が知り得る状態」に置くことを定めるものであることから、ガイドライン第13条第4項とは異なる事項を「本人が知り得る状態」に置くことを求めるものです。</p>
272	第13条	<p>個人信用情報機関が資金需要者の返済能力の調査を超える利用目的を当該資金需要者に通知し、又は公表した場合、13条3項が適用されないこと、また、オプトアウト同意を使用することにより、当該情報にかかる他の利用目的のために開示できるとすべきである</p>	<p>貸金業協会の設立する個人信用情報機関の会員は、貸金業規制法に基づき、資金需要者の返済能力に関する情報は、当該資金需要者の返済能力の調査以外の目的に使用してはならないものと定められており、他の個人信用情報機関の実務指針等においても同一の取扱いを定めていること等から、本ガイドラインにおいては、個人信用情報機関の会員においては、資金需要者の返済能力に関する情報は、当該資金需要者の返済能力の調査以外の目的に使用してはならないことを努力措置として定めているものです。</p>

番号	条文	質問の概要	回答
273	第13条	<p>個人信用情報機関が資金需要者の返済能力の調査を超える利用目的を当該資金需要者に通知し、又は公表することを前提として、事業者が個人信用情報機関から受領した資金需要者の返済能力の調査に関する情報以外の情報を利用できること、また、オプトアウト同意を使用することにより、当該情報をかかる他の利用目的のために開示できることとすべき。</p>	<p>個人信用情報機関は、個人の返済能力に関する情報の収集及び与信事業を行う個人情報取扱事業者に対する当該情報の提供を業とするもの(ガイドライン第2条第6項)と定義されているため、資金需要者の返済能力の調査を超える利用目的がどのようなものであり、当該利用を行う機関が個人信用情報機関と定義されるのか等につきまして、御指摘のみでは判断しかねるところです。また、資金需要者の返済能力に関する情報以外の個人情報の取得が誰により、どのような利用目的の下に行われたかによっても、御指摘の件の考え方は異なるものと考えられます。</p>
274	第13条	<p>ガイドライン案第13条第1項では、第三者への提供の同意を得る際には、原則として書面によることとし、当該書面における記載を通じて、個人データを提供する第三者、提供を受けた第三者における利用内容、第三者に提供される情報の内容を本人に認識させた上で同意を得ることとされていますが、これらの条件を満たさない限り、個人情報の保護に関する法律附則第3条の「法施行前に法23条第1項の規定による本人の同意に相当する同意がある場合」には該当しないと考えておられるのでしょうか。</p>	<p>既に得られている本人からの同意に際し、ガイドラインに定める事項が本人に認識されていない場合には、個人情報の保護に関する法律施行前に認識を得ることにより、ガイドラインにおいて求められるところの、同法附則第3条の「相当するもの」と解されるものです。</p>
275	第13条	<p>個人情報の第三者提供に際して同意を不要となる、個人情報の保護に関する法律第23条第4項第1号及び第2号の内容をガイドラインにおいて明記すべきである。</p>	<p>ガイドライン第13条は、個人情報の保護に関する法律第23条に基づくものであり、法第23条第4項第1号及び第2号に該当する場合には、第三者に該当しないこととなります。ガイドライン第13条において、法第23条第4項第1号及び第2号の第三者に該当しない場合について記載を追加することといたしました。</p>

番号	条文	質問の概要	回答
276	第13条	第三者提供の同意に関して、オプトアウトアプローチを採用すべきである。	ガイドラインは、個人信用情報機関への個人情報の提供に関しては多重債務問題への適切な対応が困難となるおそれがあること等の問題にかんがみ、オプトアウトアプローチを実施しないことを第15条第5項において努力措置として求めています。この場合を除き、法第23条第2項に基づくオプトアウトの適用を認めています。
277	第13条	ガイドライン第13条第3項及び第5項については、個人信用情報機関を通じた効率的かつ効果的な方法による事業者の融資判断及びリスク審査機能を阻害するものではないか。	ガイドライン第13条第3項及び第5項は、個人信用情報機関を通じた資金需要者の返済能力に関する情報の当該者の返済能力の調査への活用について、返済能力に関する情報の漏えい及び不適正使用等を防止し、情報の正確性及び本人の適切な関与等を確保する等の観点から必要な措置を定めているものです。
278	第13条	第13条第1項の規定は、金融分野における個人情報取扱事業者が個人データを「第三者」に提供する場合の取扱いを定めるものであり、金融分野における個人情報取扱事業者が「第三者」として個人データの提供を受ける場合には適用されないことを確認したい。	御指摘の通りです。
279	第13条	情報の本人を第三者に紹介する場合には、本人を特定する情報を第三者に通報(提供)することとなるが、当該情報を第三者においていかように利用するかは期待の域を出ない。契約等により継続的に情報を提供するもの以外は、(注)②「提供を受けた第三者における利用内容」は除くべきである。	個人情報の保護に関する法律第23条は、本人の全く予期しない形で当該個人データが利用されたり、他のデータと結合・加工されるなどして、本人に不測の権利利益の侵害を及ぼすおそれがあることにかんがみ、第三者提供に関する本人の同意を必要としたものと解されており、本ガイドライン第13条第1項(注)②は同法の当該解釈に基づくことから趣旨を明確化するため、「提供を受けた第三者における利用目的」と修正し、維持いたします。
280	第13条	「(注)②提供を受けた第三者における利用内容」の「利用内容」については、「利用目的」と修正することで他の条項と整合性がとれるのではないか。	御指摘を踏まえ、修正いたしました。

番号	条文	質問の概要	回答
281	第13条	第13条に基づく個人情報情報機関に対する提供の本人同意は不要とし、本人に対して提供する旨を明確に開示すれば足りるとすべきである。	個人情報情報機関への個人情報の提供は、極めて多数の会員企業との間において、提供した個人情報が利用されることから、本人がその利用方法及び安全管理措置等を認識し同意したうえで提供することを努力措置として求めるものです。
282	第13条	貸付契約の顧客が行方不明等になっている場合に、当該顧客の家族から保有個人データの開示を求められた場合や、家族が債務の肩代わり弁済を申し出た場合に、個人情報を家族に開示できるようにしていただきたい。たとえば第13条第1項2号「人の…財産の保護のため必要がある場合」と解釈できるのであれば例示していただきたい。	個人情報の保護に関する法律第23条第1項第2号に該当するか否かについては、人の生命、身体又は財産に関する具体的な権利利益の侵害のおそれの存在と個人情報利益による保護の合理性を要し、当該状況に応じて個別的具体的に利益衡量により判断されるものであると解されており、本ガイドラインも同法の当該解釈により適用されます。なお、貸付契約の顧客が行方不明となっている場合は、同号の「本人の同意を得ることが困難であるとき」に該当する可能性があります。
283	第13条	法令に基づく権利の保存、管理、変更、処分及び権利の行使に伴う個人情報の第三者提供は、本人の同意がなくても、法第23条第1項第1号(ガイドライン案第13条第1項第1号)の「法令に基づく場合」に該当しうると考えるが、そう解してよいかどうか。	個人情報の保護に関する法律第23条第1項第1号に定める「法令に基づく場合」とは、法令上、情報を第三者へ提供することが直接義務付けられている場合及び法令の規定で提供そのものが義務付けられているわけではないが、第三者が情報の提供を受けることについて法令上の具体的な根拠がある場合を指すと解されております。
284	第13条	法令に基づく権利の保存、管理、変更、処分及び権利の行使に伴う個人情報の第三者提供は、正当行為となりうる事実がある場合には、本人の同意がなくても、これを行って差し支えないと考えるが、そう解してよいかどうか。	御指摘がどのような場面を具体的に想定しているのかが不明であるため、お答えは差し控えさせていただきます。

番号	条文	質問の概要	回答
285	第13条	<p>①「当該機関の会員企業として個人データを利用する者」の表示に際し、信用情報機関に加盟する何千社にもおよぶ企業の名称を書面に記載することは現実的な例とは言えない。</p> <p>②当該機関の規約等及び会員企業名を常時公表しているホームページのアドレスを記載する方法などとの具体例が記載されていますが、必ずしも本人がネットの環境を保持しているとは限らない。せめて当該機関の規約等及び会員企業名を常時説明可能な当該機関の電話窓口を記載する方法に止めるべきと考えます。</p>	<p>本ガイドライン第13条第3項は、個人信用情報機関に対する個人データの提供が、当該機関への会員企業にも提供されることとなるため、本人が会員企業名等の記載により会員企業への提供を認識した上で同意を得ることを求めるものであり、原案を維持します。会員企業の表示はその外延を明確にする必要があり、口頭による説明は適切でなく、ホームページ外では会員企業名を記載したリーフレットの提供等が考えられます。</p>
286	第13条	<p>「個人データを利用するものの表示」のところの「表示」の定義を明示していただきたい。</p>	<p>御指摘を踏まえ、趣旨を明確化するため、記載を修正しました。</p>
287	第13条	<p>第三者に関して、住宅ローン、ビジネスローン等の「保証会社」は第三者という位置付けとなるが、同意書を徴求しなければならないのか。</p>	<p>個人情報の保護に関する法律第23条に定める「第三者」への提供として、あらかじめ本人の同意を得ることが必要であると解されます。</p>
288	第13条	<p>第13条第3項の反対解釈として、他の者に提供されることのない一般の信用調査機関、素行調査機関等への個人データの提供については、法第23条第4項第1号に定める、利用目的の達成に必要な範囲内における個人データの取扱の全部又は一部の委託に該当し、本人の同意は不要と考えてよいか。</p>	<p>御指摘の件は、個人情報の保護に関する法律第23条第4項第1項の「委託」に該当するかどうかにかかるとの問題であり、ガイドライン第13条第3項の解釈上の問題ではありません。</p>
289	第13条	<p>ガイドラインの趣旨は、個人信用情報機関への個人データの提供に関しては、オプトアウト方式(ガイドライン第13条第4項)を用いることはできないとするものか。</p>	<p>ガイドライン第13条第5項について、御指摘の通りです。</p>
290	第13条	<p>本金融分野ガイドライン案第13条第5項は、「オプトアウト手続による個人信用情報機関への情報提供を行わない」とする主旨と推測されるので、もう少し分かりやすい表現にしたい。 (同意見他8件)</p>	<p>御指摘を踏まえ、趣旨を明確化するため、記載を修正いたしました。</p>

番号	条文	質問の概要	回答
291	第13条	第13条第5項では、「返済能力に不安のある個人から個人信用情報機関への個人情報提供の停止を求められた場合には応じざるを得ず」、一方、他金融機関では本情報を参考にすることができないため、多重債務者増につながりかねないのではないか。	ガイドライン第13条第5項は、個人信用情報機関への、与信事業に係る個人の返済能力に関する情報の第三者提供は、オプトアウト手続きを使用しないことを規定するものですが、趣旨を明確化するため記載を修正いたしました。
292	第13条	第8条の書面の表現の意見と同様に(電子的方式、磁気的方式、その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む)との補足説明を記載することが必要と考えます。	第4条の「書面」に続くカッコ書き内に「以下、同様とする」とあり、「電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することのできない方式で作られる方式を含む」は、第13条の「書面」にも該当します。
293	第13条	「通知」又は「容易に知り得る状態に置くこと」とされていますが、容易に知り得る状態に置くとは、店舗や広告、HP上に掲載する等の措置で足るのか?、必ずしも本人に到達することを要しないのか?	個人情報の保護に関する法律において「容易に知り得る状態に置く」とは、一定の事項について時間的にもその手段においても本人が継続的に容易に知り得る状態におくことと解され、事務所での掲示・備付けや新聞広告、ホームページへの掲載等が想定されています。
294	第13条	法及びガイドラインの規定に従って、個人データを特定の者と共同利用している場合においては、特定の個人からのオプトアウト(本人の求めによる提供停止)を認める必要はないと考えてよいか。	個人情報の保護に関する法律第23条第2項に従って第三者提供していない限りは、本人にオプトアウト(本人の求めによる提供停止)の権利は生じないと解されます。
295	第13条	共同利用の場合の公表の方法としては、法定の公表事項をホームページ上で掲示し、かかるホームページのアドレス(URL)を本人が容易に知りうる状態すれば足りると考えるが、そう解してよいかどうか。	個人情報の保護に関する法律において「容易に知り得る状態に置く」とは、一定の事項について時間的にもその手段においても本人が継続的に容易に知り得る状態におくことと解され、事務所での掲示・備付けや新聞広告、ホームページへの掲載等が想定されています。
296	第13条	同意書面で、「共同して利用する者の範囲」を「当社提携先」等の記載に留めつつ、ホームページのURLを表示し、ホームページ上で具体的名称を適時公表すれば差し支えないと考えるが、そう解してよいかどうか。	「共同して利用する者の範囲」について、同意書面における「ホームページ(ホームページURLを表示)に掲載した当社提携先」等の記載により、客観的に外延を示す手段を本人に通知等している場合には御指摘の通りです。

番号	条文	質問の概要	回答
297	第13条	会員企業名の公表については、第3項の意見にあるように現実的な方法と思えないため、削除を希望します。	本ガイドライン第13条第3項は、個人信用情報機関に対する個人データの提供が、当該機関への会員企業にも提供されることとなるため、本人が会員企業名等の記載により会員企業への提供を認識した上で同意を得ることを求めるものであり、原案を維持します。
298	第13条	経過措置として「第三者提供についての同意を本人から得ている場合」とは、従前の約定書等に記載されている条項により本人が同意したケース(確認欄を設けての同意は得ていない)も含まれるか。	本ガイドライン第4条に適合した形式により本人から同意を得ている場合には、旧第7項(現第8項)を満たすものと解されます。
299	第13条	個人信用情報機関の規約及び会員企業名の公表は、当該個人信用情報機関がこれを実施し、個別金融機関等においては、本人がこれを知りうる状態にすれば、各別にこれを実施しなくとも足りると考えるが、そう解してよいかどうか。	御指摘の通りであると解されます。
300	第13条	日本銀行が金融機関に対して行う審査に伴い、当該金融機関が日本銀行に対して行う個人情報の提供は、日本銀行法第44条1項に定める審査契約に基づいているため、個人情報の保護に関する法律第23条第1項第1号にいう「法令に基づく場合」に該当すると解して差し支えないか。	御指摘の通りであると解されます。
301	第13条	法施行前において既に第三者提供を行った個人データについては、本人の同意を取得する必要はないと考えてよいか？	個人情報の保護に関する法律は、施行の日以降に取り扱う個人情報について適用されず。本ガイドラインも同法に基づき適用されず。
302	第13条	下記の場合が、利用目的の達成に必要な範囲に含まれるか否かを明確にしたい。 ・従業員の給与計算を専門業者に依頼する場合。 ・紛争解決のため弁護士に相談する場合。 ・採用に際してバックグラウンド・チェックを依頼する場合。	個人情報の保護に関する法律第36条第1項第1号に基づき、雇用管理における個人情報の取扱いについては、「雇用管理に関する個人情報の適正な取扱いを確保するために事業者が講ずべき措置に関する指針(平成16年厚生労働省告示第259号)」によることとなります。

番号	条文	質問の概要	回答
303	第14条	<p>保有個人データの開示に関して、個人情報取扱事業者と本人との関係(従業員、顧客、法人顧客の担当者、等)に応じて異なった手続を定め、異なった方法により公表することは可能か。</p>	<p>個人情報の保護に関する法律第36条第1項第1号に基づき、雇用管理における個人情報の取扱いについては、「雇用管理に関する個人情報の適正な取扱いを確保するための事業者が講ずべき措置に関する指針(平成16年厚生労働省告示第259号)」によることとなります。</p> <p>なお、開示の方法は、同法第25条に基づき、本人の利便性を勘案し多様な方法を用い得るものと解されております。</p>
304	第14条	<p>貸金業の規制等に関する法律 第19条に定められている「帳簿」(入出金取引)は、個人情報となり開示の対象となるのかを明確にして頂きたいと思っております。</p>	<p>「帳簿」も特定の個人を識別することができる限りにおいて個人情報であり、保有個人データに該当する場合には、開示の対象となるものと解されます。</p>
305	第14条	<p>貸金業者への過払請求を目的とした利息制限法利率引き直し計算のための取引開示要求は、「当該個人情報取扱事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合」に該当するものとして開示しないことができる事案となるのでしょうか。</p>	<p>個人情報の保護に関する法律第25条においては、開示の目的による制限は特段設けられていません。また、同条第1項第2号の「当該個人情報取扱事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合」に該当するか否かは、個別具体的状況に応じて、支障の重大性、原状回復の困難性等を勘案してケースバイケースで判断されることとされております。</p>

番号	条文	質問の概要	回答
306	第15条	②の「業務の適正な実施に著しい支障を及ぼす場合」について具体的な例が追加であると分かりやすい。	個人情報保護に関する法律第25条第1項第2号の「当該個人情報取扱事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合」に該当するか否かは、個別具体的状況に応じて、支障の重大性、原状回復の困難性等を勘案してケースバイケースで判断されることとされており、例えば、保有個人データを開示することにより、個人情報取扱事業者の重要な企業秘密(ノウハウ、セキュリティ、重要な方針等)が明らかになるおそれがある場合、評価・試験の適正な実施が妨げられるおそれがある場合等が該当するものとされています。
307	第15条	就職、住宅ローン申し込み、又は雇用者の信用調査等のために開示文書を本人に提出するよう求めてはならない旨をガイドラインに明示していただくか、個別法による対応をお願いいたします。 (同意見他10件)	個人情報の保護に関する法律第25条においては、開示の目的による制約を設けていないため、事業者は同条第1項但書に定める場合のみ、全部または一部の開示をしないことができるものです。同条第1項第1号は「本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合」には開示しないことができると定めており、本ガイドラインは、同法に基づき適用されます。なお、ガイドライン第19条第2項に基づき、本人にのみ直接開示等することは妨げられません。
308	第15条	サービシング契約により、オリジネーターに委託する債務者個人情報の開示義務者は誰か。また、保有個人データに該当するか。	御指摘の件は、事務委託の内容が「保有個人データの委託」に該当するか否かにより開示義務者が異なるものであり、委託に該当するか否かは個人情報の保護に関する法律第22条に基づき、また、委託データの「保有個人データ」への該当の如何については同法第2条第5項に基づき、解釈されるものです。
309	第15条	ガイドライン第15条にかかわらず、事業者は利用目的達成後も情報を保持できることを明確にすべき。	個人データの保存期間については、ガイドライン第9条において、個人データの利用目的に応じて保存期間を定めることとしており、契約終了後の保存期間を定めることも可能です。

番号	条文	質問の概要	回答
310	第15条	保有個人データの全部または大量な開示依頼があった場合に、「開示すべき個人データの量が多いこと」を理由に開示拒否ができないことが、實際上予想されるこの場合、本人より目的など聴取して制限的に開示することは可能か。	個人情報の保護に関する法律第25条においては、開示の目的による開示請求の制限は設けられていません。また、同条第1項第2号の「当該個人情報取扱事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合」に該当するか否かは、個別具体的状況に応じて、支障の重大性、原状回復の困難性等を勘案してケースバイケースで判断されることと解されております。
311	第15条	最低この程度の開示をしなくてはならないというスタンダードが示されないか。	本ガイドラインによって金融分野における個人情報取扱事業者が求められる開示の程度は、個人情報の保護に関する法律第25条に基づくものであり、同法条第1項各号に定められた例外事由に該当しない場合には、請求者本人が識別される保有個人データの開示をしなくてはならないと解されます。
312	第15条	第15条「開示」では、開示しないことができる要件として「②当該個人情報取扱事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼす場合」がある。この場合、たとえば生命保険、医療保険で告知義務違反が問われ、医療機関から得られた情報に本人が疑義をもち開示請求をしたときは、どう扱われるのか。個人の人格権としての個人情報の考え方を優先すべきである。医療分野の個人情報の扱いとの精査を望みたい。	御指摘の場合、本人から医療情報を第二次取得した者と、第一次取得した医療機関における開示の可否の判断と不統一があることは不相当と考えられ、保険会社等金融分野の個人情報取扱事業者は、医療機関が第一次取得者である医療情報の開示を求められた場合は、医療機関と調整の上開示の可否を判断することとなります。医療機関における本人からの保有個人データの開示については、厚生労働省より「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」において明らかにされており、当該ガイドラインの規定を踏まえて対応することが必要となります。
313	第15条～第18条	開示、訂正等、利用停止等、理由の説明において、その方法を取らない場合、申し出に応じられない場合の対応について、具体的なガイドラインの呈示ができないか。	本人から求められた措置と異なる措置をとる旨を通知する場合には、本ガイドライン第15条から第18条にしたがって、本人に対し、措置をとらない又は異なる措置をとることとした判断の根拠及び根拠となる事実を示し、その理由を説明することが求められます。

番号	条文	質問の概要	回答
314	第15条	貸金業者が有する顧客との取引履歴情報は、「当該本人が識別される保有個人データ」に該当せず、貸金業者は本条を根拠にして取引履歴の開示義務を法律上義務付けられるものではないと解釈すべきと考えます。	御指摘の貸金業者の有する顧客との取引履歴情報の内容が不明ですが、当該情報が、個人情報の保護に関する法律第25条第1項に定める請求者本人が識別される保有個人データの要件に該当する場合、開示に応じなければならないと解されます。
315	第15条	個人情報の開示請求に対応する目的のみのために個人情報を保存すべきでないと規定するとともに、開示請求は事業者が当該情報の利用目的を達成する期間に限られるとすべき。	個人データの保存期間については、ガイドライン第9条において、個人データの利用目的に応じて保存期間を定めることとしています。個人情報の保護に関する法律は、第25条において開示対象となる個人情報について限定を付していないことから、本ガイドラインは、同法の当該解釈に基づき適用されることとなります。
316	第15条	ガイドライン第15条に定める「著しい支障を及ぼす」場合においてアクセスを与える必要がない事由について、本ガイドラインではより詳細な説明をすべき。	ガイドライン第15条に定める「当該個人情報取扱事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼす場合」とは、個人情報の保護に関する法律第25条第1項第2号に定めるものであり、情報の内容等を勘案した上で社会通念による個別具体的な総合判断が求められるものと解されており、当庁としても、今後、個別の場合に応じて同法解釈当局と連携しつつ、対応して参りたいと考えます。
317	第15条	個人情報取扱事業者が本人から求められた場合、保有する個人データを「遅滞なく」開示しなければならないという文言に関して、「遅滞なく」という語の意味を明確されたい。	ガイドライン第15条は、個人情報の保護に関する法律第25条に基づき、事業者に対して「遅滞なく」開示することを求めており、同法において「遅滞なく」とは、「理由のない滞りを生じさせることなく」との解釈であることから、個別の事案において、理由の有無について判断するものと解されます。本ガイドラインは、同法の当該解釈に基づき適用されます。

番号	条文	質問の概要	回答
318	第16条	<p>個人信用情報機関に対する訂正等の請求に対しては、加盟会員である個人情報取扱事業者が当該情報の正誤を唯一知り得る立場であることから、「個人信用情報機関に対する訂正等の請求に対して、個人信用情報機関が訂正等を行わない場合は、当該機関に当該情報を提供した個人情報取扱事業者が、本人に対し、訂正を行わない根拠及びその根拠となる事実を示し、その理由を説明することとする。」との記述を追加していただきたい。</p>	<p>本人からの訂正等の請求に対しては、個人情報の保護に関する法律第26条に基づき、請求を受けた個人情報取扱事業者が本人から求められた訂正等の事実の有無等を知り得る立場にない場合、一般的には事業者における通例の業務運営の場において確認することが可能な範囲で調査の上、訂正等の決定を行うと解されております。従って、御指摘の件は、ガイドライン第18条に関して第二次情報取得者である個人信用情報機関の業務運営上の確認に対し、第一次情報取得者が訂正等を行わない理由を回答し場合は、「第一次取得者から回答がない」事実を本人に説明することとなります。</p>
319	第16条	<p>本人から訂正等を求められた場合、「利用目的の達成に～」とあるが、本人に悪意がある場合も想定されるが、その対応方法如何。</p>	<p>個人情報の保護に関する法律第25条に規定の通り、「他の法令により特別な手続きが定められている場合」でなく、かつ、当該情報の「利用目的の達成に必要な範囲内」の訂正等の求めと解される限りにおいては、当該求めに応じる必要があると考えられます。</p>
320	第16条 第17条 第20条	<p>本人からのアクセス、訂正、削除などの要求は、妥当なものは対応すべきである。</p>	<p>個人情報の保護に関する法律第16,17,20条においては、各条に例外として定められた場合を除き、事業者は開示、訂正等及び利用停止等を義務付けられており、本ガイドラインは、同法に基づき施行されるものです。</p>

番号	条文	質問の概要	回答
321	第17条	<p>開示請求の際、「消去の証明」を求められた場合の具体的な内容があると分かりやすい。「多額の費用」の「多額」を判断する基準があると分かりやすい。「本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置」の具体的な内容があると分かりやすい。</p>	<p>個人情報の保護に関する法律第25条は、「当該本人が識別される保有個人データが存在しないときにその旨を知らせることを含む」とされており、同法第27条第1項ただし書きは、多額のコストを要する場合等、利用停止等を行わないことによる本人の権利侵害の危険度等も勘案して代替措置があればそれに対応することが許容されるが、利用停止等を行わず本人に損失が生じる場合に本人への金銭の支払いも有り得ると解されており、「本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置」の例としては、事業者が印刷物として大量に配布した資料の回収の代わりに修正資料を別途配布することなどが該当する場合がありますが、同法27条1項但書の解釈に基づき個別に運用されるものと考えられます。本ガイドラインは、同法の当該解釈により適用されます。</p>

番号	条文	質問の概要	回答
322	第18条	貸出稟議書等、完済後も長期保管している個人情報があるが、書庫等に押込んでいたのが現状で検索に相当の時間を要するため、開示のための作業負担大を理由に開示不可とすることはできるか。	個人情報の保護に関する法律第25条第1項第2号における「著しい支障」は支障の重大性、原状回復の困難性等により個別に適切に判断されるべきものと解釈されており、単に事務量が大きいことのみでは該当しないものと考えられています。本ガイドラインは、同法の当該解釈に基づき適用されます。
323	第19条	すべての支店又は販売事務所で開示の請求に応ずる手段を定める代わりに、本ガイドラインは、顧客がかかる請求をなし得る場所を、一箇所又は非常に限られた数だけ設置することを許可すべき。	個人情報の保護に関する法律第29条第4項は、開示等の求めに応じる手続きを定めるに当たっては、本人に過重な負担を課すものとならないよう配慮しなければならないと定められていることから、開示等の求めが行える場所の数等については、本人の負担を配慮して定める必要があるものと解されます。ガイドライン第19条は、同法の当該解釈に基づき執行されるものです。
324	第19条	顧客が当該保険仲立人を選任したことを証する書面である「指名状」において、顧客が当該保険仲立人に保険会社に対する自らの既契約情報の開示請求を委任する意思が明確に記載されている場合には、当該保険仲立人は、個人情報保護法施行令第8条第2号にいう「開示等の求めをすることにつき本人が委任した代理人」に当たると考えるが、この理解でよいか確認したい。	御指摘のとおりです。
325	第19条	法定代理人から請求があった場合には、必ず法定代理人に開示する必要があるという趣旨か。また、併せて本人にも開示することは妨げないと解釈して差し支えないか。	本条第2項なお書きは、任意代理人に対する開示を禁止するものではなく、本人にのみ直接開示することも、個人情報の保護に関する法律の解釈としては可能な方法の一つであることを示しております。よって、御指摘の場合、本人ではなく、法定代理人に開示等行うことも可能です。

番号	条文	質問の概要	回答
326	第20条	あらかじめ定めた手数料を減額し又は免除することは、個人情報取扱事業者の裁量において任意に行うことができると考えてよいか。	御指摘のとおりです。
327	第20条	①出資法の上限金利をメインに取引をおこなっている業者が、本条をもとに手数料を徴収した場合、出資法5条7項における「貸付けに関し受ける金銭」とみなされ、出資法違反となるのかを明確に記載して頂きたいと思います。本法で許されていても、他の法令違反となるならば、注意を促すべきだと考えます。	御指摘の事項は出資法の解釈を求めるものですが、本ガイドラインは、個人情報の保護に関する法律の解釈を規定することなどにより、金融分野の事業者の個人情報取扱いを支援するものであることから、本ガイドラインにおいて規定することはできかねるところです。
328	第20条	法第30条に基づく手数料は「合理的な手数料額を算定する等の方法により」「合理的な範囲内」で決定するとされているが、具体的にはどのような基準で算定するのかを、ガイドライン中で明らかにしていただきたい。特に「実費を勘案して」とあるが、実費に「コンピューターシステム費用、コンピューターシステム開発費、人件費」を含むかについて明らかにしていただきたい。	個人情報の保護に関する法律第30条において、手数料の額は同条の規定に基づき実費を勘案して各事業者が定めるものと解されており、個別の基準若しくは個別の費用内容についてガイドラインで一義的に定めるものではないと考えられます。なお、手数料の額が実費を勘案した合理的な範囲を超える場合には主務大臣の勧告、命令の対象となります。
329	第20条	法第30条に基づく手数料は出資法第5条6項のみなし利息に該当しないものと解釈いただきたい。	御指摘の事項は出資法の解釈を求めるものですが、本ガイドラインは、個人情報の保護に関する法律の解釈を規定することなどにより、金融分野の事業者の個人情報取扱いを支援するものであることから、本ガイドラインにおいて規定することはできかねるところです。

番号	条文	質問の概要	回答
330	第22条	個人信用情報機関の会員である個人情報取扱事業者が加盟先機関に照会し回答を得た個人情報を漏えいした場合、1の「監督当局に直ちに報告」は当該個人情報取扱事業者が行うことに加えて、個人信用情報機関も行う必要があるか示していただきたい。	ガイドライン第22条の義務は、自らの管理する個人情報を漏えい等した事業者に課せられるものです。
331	第22条	ガイドライン第22条は、重大な漏えいが発生した場合に限ることとし、第2項は公表のために最大限の努力を行うこととするとともに、第3項は公表によることも認めるべきである。	個人情報の保護に関する法律は、個人データの安全管理を行うことにより、個人データの漏えいのみならず、その滅失及び毀損の防止も求めており、「個人情報の保護に関する基本指針」においても、個人データの漏洩、滅失、き損に対して対応することが求められています。このため、ガイドライン第22条は、それらに対して必要な対応を定めており、漏えい等が「重大な」場合に限定されません。第2項は二次被害の防止、類似事案の発生回避等の必要性がある場合には、公表することとし、第3項における本人への「通知」には、「公表」を含みません。
332	第22条	「漏えい」とは具体的にはどのような事象を指すのか？例えばEメールの誤送信が1件発生した場合も「漏えい」に該当するのか。また、「公表」とは具体的にはどのような方法を指すのかについても、具体例を明示頂けると幸甚です。	「漏えい」は個人情報の保護に関する法律第20条、また、「公表」については同法第18条等と同義です。 なお、本ガイドライン案第22条第2項にあるとおり、「公表」を求めているのは、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の必要性がある場合です。
333	第22条	漏えい事案への対応に際しては、通知又は公表によりパニックを生ずることのないよう、柔軟性を持った対応を認めるべきである。また、非常に多くの顧客からの問い合わせに対応できるよう対処方針を定めることが望まれる。	ガイドライン第22条第2項において、漏えい等の事実関係及び再発防止策の公表は、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、早急に行うことを求めているものです。なお、問い合わせ及び苦情に対する適切な取組み等の方針については、同第23条に定められております。